第５期城陽市障がい者計画

令和６年（2024 年）３月

城　　陽　　市



「障がいのある人もない人も
共に生きる地域社会の実現」をめざして

本市では、平成 30 年３月に「第４期城陽市障がい者計画」を策定し、個々の障がいの種別、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい児者の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備など様々な施策に取り組んできたところです。

平成 18 年 12 月に、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、平成 26 年１月に批准されました。また、平成 30 年には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和３年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和４年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、さまざまな法整備が進められてきています。

本市におきましても、こうした動きを背景に、平成 30 年３月に策定した第４期計画の計画期間を令和５年度までとしていることから、このたび、令和６年度から６年間を計画期間とする、「第５期城陽市障がい者計画」を策定いたしました。

本計画の基本目標である「障がいのある人もない人も共に生きる地域社会の実現」を念頭に、「希望あふれる城陽」、「誰もが輝いている城陽」を築くため、施策の積極的な推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様や障がい福祉関係団体のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして貴重なご意見、ご指導をいただきました城陽市障がい者自立支援協議会委員の皆様、また、アンケート、パブリック・コメント等を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和６年(2024 年) ３月

城陽市長　奥田　敏晴

目　次

第１章　はじめに 1
１　計画策定の趣旨 2
２　計画の位置づけ等 3
（１）計画の位置づけ 3
（２）計画策定体制 3
（３）計画期間 4
（４）関連計画との整合 4
第２章　障がい福祉の現状と課題 5
１　障がい者の現状 6
（１）身体障害者手帳交付者 6
（２）療育手帳交付者 8
（３）精神障害者保健福祉手帳交付者 9
２　サービス利用の現状 10
（１）医療 10
（２）障がい福祉サービス 11
（３）障がい児通所支援給付 12
（４）地域生活支援事業 13
３　第４期計画の進捗状況 14
（１）いつまでも健康で過ごせるまちづくり 14
（２）健やかに成長できるまちづくり 14
（３）地域で安心して暮らせるまちづくり 14
（４）社会参加を果たせるまちづくり 14
（５）身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり 14
４　障がい福祉に関する市民ニーズ 15
（１）調査の概要 15
（２）回収状況 15
（３）調査結果の概要 15
５　国・府における動き 19
（１）国 19
（２）京都府 19
６　障がい福祉の課題 20
（１）いつまでも健康で過ごせるまちづくり 20
（２）健やかに成長できるまちづくり 20
（３）地域で安心して暮らせるまちづくり 21
（４）社会参加を果たせるまちづくり 21
（５）身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり 22

第３章　基本目標等 23
１　基本目標と理念 24
２　施策の体系 26
第４章　分野別計画 33
１　いつまでも健康で過ごせるまちづくり 34
（１）健康づくりの充実 34
（２）保健の推進 37
（３）医療とリハビリテーションの推進 38
２　健やかに成長できるまちづくり 40
（１）療育、保育、就学前教育の推進 40
（２）教育の推進 43
（３）学校の授業の終了後や休業日の生活の支援 45
３　地域で安心して暮らせるまちづくり 46
（１）コミュニケーション支援の充実 47
（２）福祉サービス等の充実 50
（３）経済的支援の充実 55
（４）防災対策の推進 57
４　社会参加を果たせるまちづくり 58
（１）雇用・就労の促進と安定 58
（２）職業訓練と福祉的就労環境の整備 60
（３）生涯学習や文化活動の充実 62
（４）スポーツ・レクリエーション活動の充実 64
５　身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり 65
（１）障がいのある人に対する理解を広げる啓発 66
（２）相談支援体制の充実 69
（３）地域ケア体制の整備 71
（４）障がい者の権利擁護の推進 74
第５章　計画推進のために 77
１　庁内の計画推進体制 78
２　市民参加による計画推進体制 78
３　地域共生社会の形成 78
４　担い手の確保と養成 78
資料編 79
資料１　城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例（抄） 80
資料２　城陽市障がい者自立支援協議会規則 82
資料３　城陽市障がい者自立支援協議会委員名簿 84
資料４　障がい者計画策定経緯 85
資料５　ＳＤＧｓとの関連 86
資料６　用語の説明 87

本文中「＊」のある用語につきましては、P87 以降の「資料６ 用語の説明」において、説明文を記載しています。

第１章

はじめに

1　計画策定の趣旨

本計画は障害者基本法第１１条第３項の規定に基づき、本市の障がい福祉の施策に関する事項を定めるため策定するものです。

本市では、平成 30 年度（2018 年度）から令和５年度（2023 年度）までを計画期間とする「第４期城陽市障がい者計画」（以下「第４期計画」という。）を策定し、個々の障がいの種別、程度、生活実態に応じた多種多様なニーズへの対応を図りながら、障がい児者の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備などさまざまな施策に取り組んできたところです。

この間、国においては、平成 18 年（2006 年）12 月に、国連総会において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約*）」が採択され、平成 26 年（2014 年）１月に障害者権利条約*が批准されました。平成 30 年（2018 年）には「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年（2019 年）には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」、令和３年（2021 年）には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和４年（2022 年）には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、さまざまな法整備が進められてきています。

このような経緯から、第４期計画の計画期間が終了することに伴い、障がいのある人もない人も共に生きる地域社会の実現をめざすため、同計画を見直し、新たな「第５期城陽市障がい者計画」を策定するものです。

本計画の基本目標の考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であるＳＤＧｓ*の理念と合致するものであることから、本計画の取組は、ＳＤＧｓ*の達成に向けた施策としての意義も持ち合わせています。

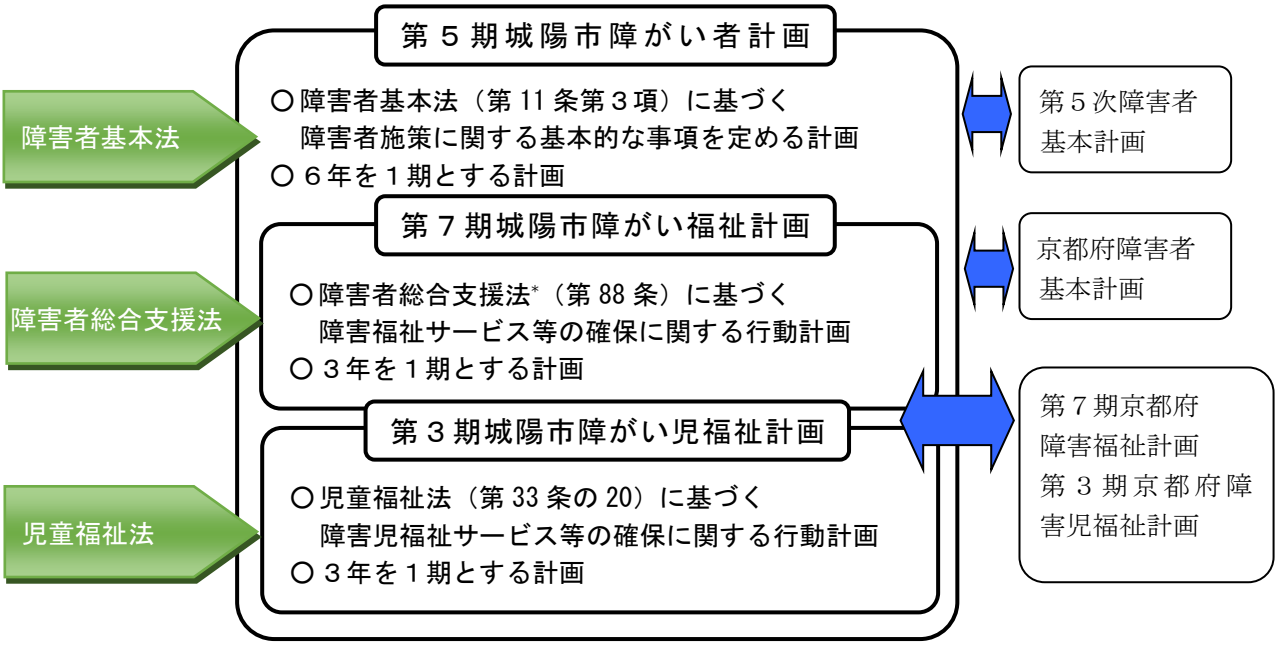
2　計画の位置づけ等

（1）計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第３項に基づく「障害者計画」であり、障害者基本法第２条第１項に定義される障害者、すなわち身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象とするものです。また、発達障がい*者、難病等に起因する身体または精神上の障がいのある人も対象として含みます。

なお、本計画は、障がい児者の福祉サービス等の確保に関する行動計画である「城陽市障がい福祉計画」、「城陽市障がい児福祉計画」と整合性を図ったものとします。

また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、障がい者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。



（2）計画策定体制

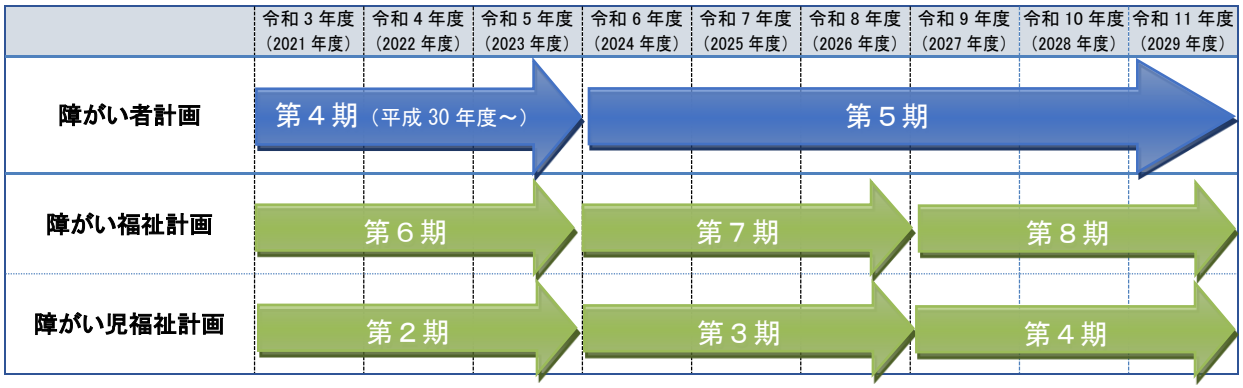
幅広い関係者の参加による計画策定体制とするため、「城陽市障がい者自立支援協議会*」により計画内容の協議を行いました。

また、庁内関係部局の構成員からなる「城陽市地域福祉推進委員会」により計画内容の検討を行いました。

さらに、本計画に市民の声を反映させるため、障がい児者に対してアンケート調査を実施するとともに、障がい児者関係団体とも懇談会を行い、策定期間中、ホームページ等を活用してパブリック・コメント*を実施し、市民の意見の反映に努めました。

（3）計画期間

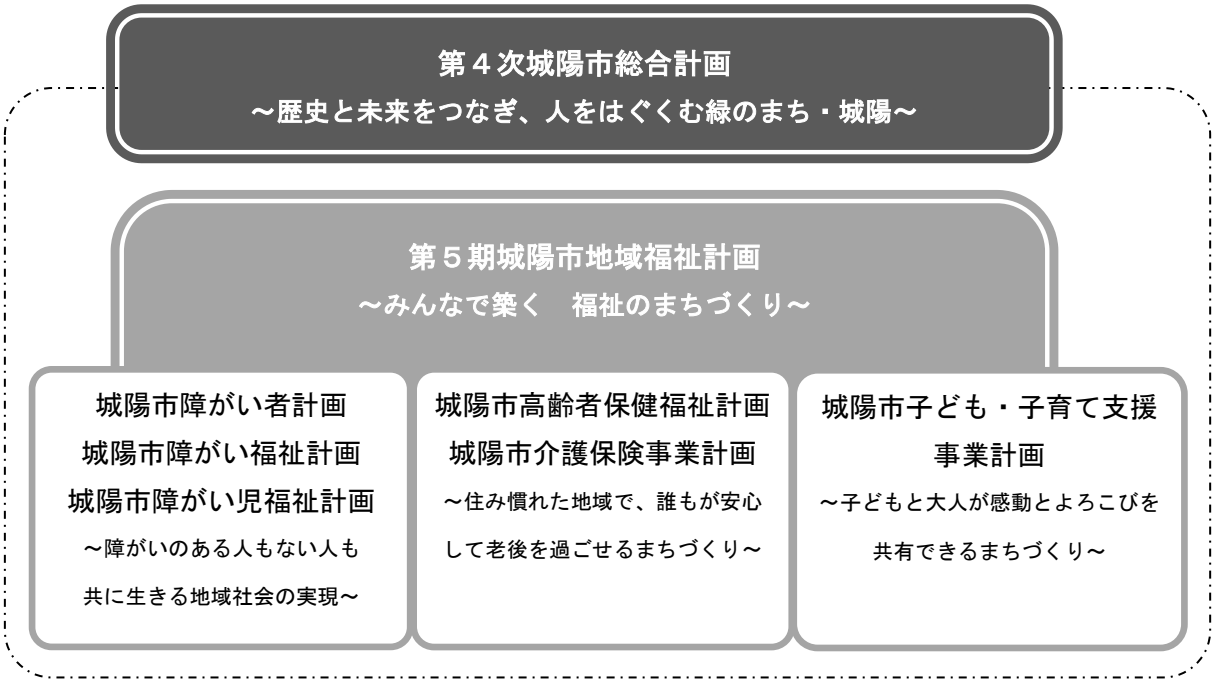
本計画は、令和６年度（2024 年度）から令和 11 年度（2029 年度）の６箇年を計画期間とします。



（4）関連計画との整合

本計画は、「城陽市総合計画」、「城陽市地域福祉計画」や関連する分野別計画と整合を図りながら推進する障がい児者関連施策の具体的な展開方向を示すものです。

なお、別に定める「城陽市障がい福祉計画・城陽市障がい児福祉計画」のサービスごとの目標量については、障がいのある人の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障害者総合支援法*に基づく障がい福祉サービス、児童福祉法に基づく児童通所支援や相談支援について、令和６年度（2024 年度）から令和８年度（2026 年度）における必要量を見込みます。また、その提供方針を示し、「城陽市障がい者自立支援協議会*」において内容の協議を行います。



第２章

障がい福祉の現状と課題

1　障がい者の現状

（1）身体障害者手帳交付者

令和４年度（2022 年度）末現在、本市の身体障害者手帳交付者数は 4,748 人です。総人口 74,369 人に対する比率は 6.4%となっており、おおむね増加傾向にあります。

令和４年度（2022 年度）末現在の障がいの種別では、「肢体不自由」が４６.3%と約半数を占めて最も多く、次いで「内部障がい」（37.1%）、「聴覚・平衡機能障がい」（９.2%）、「視覚障がい」（6.1％）の順となっています。

身体障害者手帳交付者数の推移（各年度末現在）

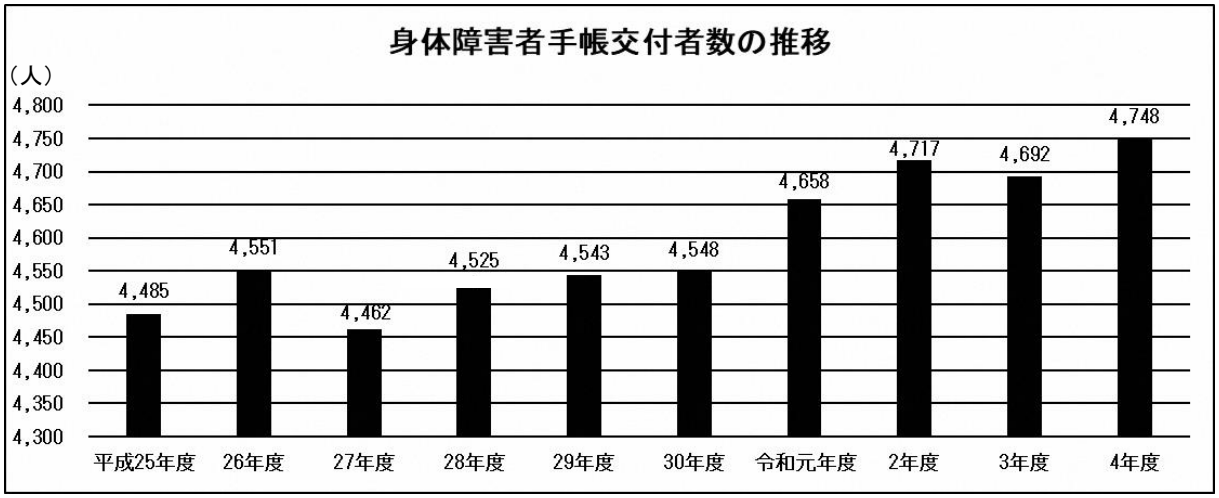
◆障がい種別

単位：人

		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		交付者数	計	構成比率	交付者数	計	構成比率	交付者数	計	構成比率	交付者数	計	構成比率
視覚障がい	18歳未満	1	287	6.2%	0	295	6.3%	0	292	6.2%	0	288	6.1%
	18歳以上	286			295			292			288		
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	3	398	8.5%	2	413	8.8%	2	423	9.0%	3	437	9.2%
	18歳以上	395			411			421			434		
音声言語そしゃく機能障がい	18歳未満	1	56	1.2%	1	60	1.3%	1	60	1.3%	1	62	1.3%
	18歳以上	55			59			59			61		
肢体不自由	18歳未満	30	2,242	48.1%	29	2,251	47.7%	28	2,205	47.0%	26	2,199	46.3%
	18歳以上	2,212			2,222			2,177			2,173		
内部障がい	18歳未満	13	1,675	36.0%	12	1,698	36.0%	13	1,712	36.5%	12	1,762	37.1%
	18歳以上	1,662			1,686			1,699			1,750		
合計A	18歳未満	48	4,658	100.0%	44	4,717	100.0%	44	4,692	100.0%	42	4,748	100.0%
	18歳以上	4,610			4,673			4,648			4,706		
総人口B	18歳未満	10,828	75,880		10,633	75,515		10,510	75,034		10,294	74,369	
	18歳以上	65,052			64,882			64,524			64,075		
総人口に占める割合（A/B）				6.1%			6.2%			6.3%			6.4%

※各年度の総人口は、翌年度４月１日現在の住民基本台帳人口より

※障がいの種類が２つ以上ある方については、主な障がいの種類で集計



※各年度末現在

◆障がい等級別

単位:人

		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		交付者数	計	構成比率	交付者数	計	構成比率	交付者数	計	構成比率	交付者数	計	構成比率
1級	18歳未満	23	1,206	25.9%	22	1,238	26.2%	21	1,241	26.4%	21	1,256	26.5%
	18歳以上	1,183			1,216			1,220			1,235		
2級	18歳未満	8	591	12.7%	8	594	12.6%	8	583	12.4%	9	583	12.3%
	18歳以上	583			586			575			574		
3級	18歳未満	8	706	15.2%	6	690	14.6%	6	678	14.5%	5	672	14.2%
	18歳以上	698			684			672			667		
4級	18歳未満	8	1,381	29.6%	7	1,385	29.4%	9	1,369	29.2%	7	1,397	29.4%
	18歳以上	1,373			1,378			1,360			1,390		
5級	18歳未満	0	364	7.8%	0	383	8.1%	0	381	8.1%	0	390	8.2%
	18歳以上	364			383			381			390		
6級	18歳未満	1	410	8.8%	1	427	9.1%	0	440	9.4%	0	450	9.5%
	18歳以上	409			426			440			450		
合計	18歳未満	48	4,658	100.0%	44	4,717	100.0%	44	4,692	100.0%	42	4,748	100.0%
	18歳以上	4,610			4,673			4,648			4,706		
重度障がい者（1級＋2級）	18歳未満	31	1,797	30.0%	30	1,832	38.8%	29	1,824	38.9%	30	1,839	38.7%
	18歳以上	1,766			1,802			1,795			1,809		

（2）療育手帳交付者

令和４年度（2022 年度）末現在、本市の療育*手帳交付者数は、793 人であり、総人口 74,369 人に対する比率は 1.1％となっており、おおむね横ばい傾向にあります。

障がい程度別では、重度（Ａ判定）が 39.1％、中・軽度（Ｂ判定）が 60.9％となっており中・軽度の比率がやや高くなっており、中・軽度の割合が年々高くなる傾向にあります。

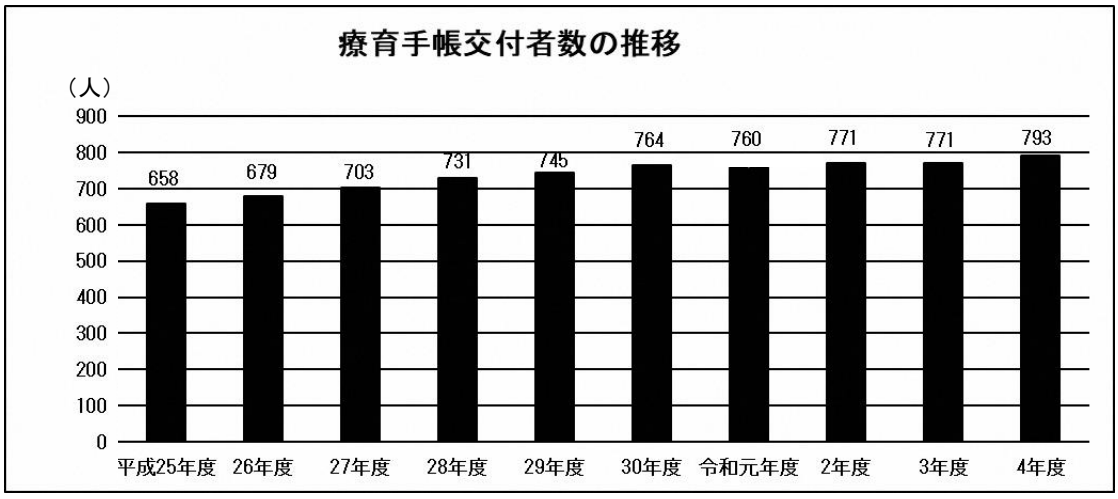
療育*手帳交付者数の推移（各年度末現在）

◆障がい程度別

単位：人

		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		交付者数	計	構成比率	交付者数	計	構成比率	交付者数	計	構成比率	交付者数	計	構成比率
重度	18歳未満	40	307	40.4%	39	311	40.3%	39	306	39.7%	38	310	39.1%
	18歳以上	267			272			267			272		
中・軽度	18歳未満	130	453	59.6%	122	460	59.7%	119	465	60.3%	125	483	60.9%
	18歳以上	323			338			346			358		
合計A	18歳未満	170	760	100.0%	161	771	100.0%	158	771	100.0%	163	793	100.0%
	18歳以上	590			610			613			630		
総人口B	18歳未満	10,828	75,880		10,633	75,515		10,510	75,034		10,294	74,369	
	18歳以上	65,052			64,882			64,524			64,075		
総人口に占める割合（A/B）				1.0%			1.0%			1.0%			1.1%

※各年度の総人口は、翌年度４月１日現在の住民基本台帳人口より



※各年度末現在

（3）精神障害者保健福祉手帳交付者

令和４年度（2022 年度）末現在で、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 662 人であり、総人口 74,369 人に対する比率は 0.9%となっており、おおむね増加傾向にあります。

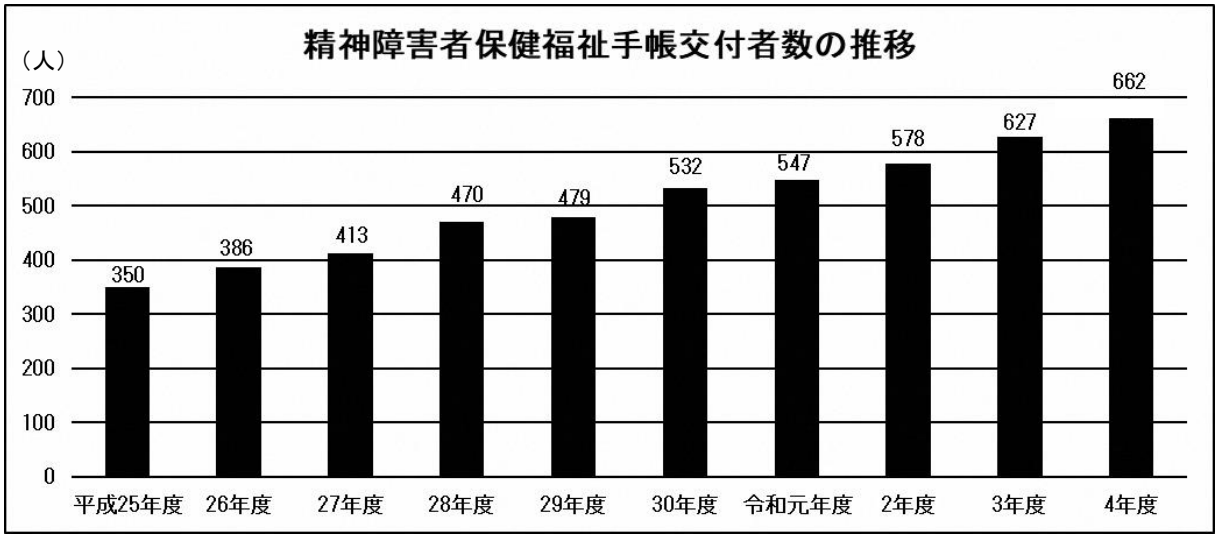
精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移（各年度末現在）

◆障がい等級別

単位：人

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	交付者数	構成比率	交付者数	構成比率	交付者数	構成比率	交付者数	構成比率
1級	32	5.9%	30	5.2%	31	4.9%	29	4.4%
2級	229	41.9%	247	42.7%	284	45.3%	298	45.0%
3級	286	52.3%	301	52.1%	312	49.8%	335	50.6%
合計A	547	100.0%	578	100.0%	627	100.0%	662	100.0%
総人口B	75,880		75,515		75,034		74,369	
総人口に占める割合（A/B）		0.7%		0.8%		0.8%		0.9%

※各年度の総人口は、翌年度４月１日現在の住民基本台帳人口より



※各年度末現在

2　サービス利用の現状

サービス利用の実績数値は次のとおりです。

（1）医療

精神障害者通院医療給付事業、更生医療*給付事業については、年々給付件数が増加しておりますが、育成医療*給付事業は減少しています。

事業名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神障害者通院医療給付事業	人	1,208	1,300	1,323	1,482	1,462	1,530
更生医療給付事業	件	3,901	4,076	4,205	4,408	4,820	5,006
育成医療給付事業	件	105	64	71	55	81	46

（2）障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、全てのサービスにおいて増加傾向であり、特に生活介護*、就労継続支援*、居宅介護*等の利用が多くなっています。

サービス名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護等	利用人数（月延べ、人）	1,892	2,083	2,100	2,196	2,455	2,512
	利用時間数（時間）	34,512	38,159	38,544	45,344	57,287	62,853
生活介護	利用人数（月延べ、人）	2,578	2,641	2,655	2,665	2,760	2,814
	利用日数（日）	46,025	46,759	47,006	47,741	49,794	50,676
療養介護	利用人数（月延べ、人）	156	156	148	152	157	176
	利用日数（日）	4,736	4,745	4,472	4,605	4,746	5,329
短期入所	利用人数（月延べ、人）	857	904	990	817	821	954
	利用日数（日）	4,595	4,338	4,773	4,386	4,230	4,828
施設入所支援	利用人数（月延べ、人）	839	873	897	888	917	992
共同生活援助	利用人数（月延べ、人）	479	487	533	586	644	683
自立訓練	利用人数（月延べ、人）	160	123	113	134	127	197
就労移行支援	利用人数（月延べ、人）	275	225	131	178	245	289
就労継続支援	利用人数（月延べ、人）	2,168	2,208	2,437	2,607	2,627	2,828
就労定着支援	利用人数（月延べ、人）	－	8	67	86	79	77
計画相談支援	利用人数（月延べ、人）	515	524	598	847	868	1,031

※就労定着支援は平成30年度開始

（3）障がい児通所支援給付

障がい児通所支援*給付については、特に放課後等デイサービス*の利用が多くなっています。

サービス名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	利用人数(月延べ、人)	1,161	1,063	1,079	1,095	1,285	1,335
	利用日数（日）	4,144	3,634	4,072	4,255	4,924	4,916
放課後等デイサービス	利用人数(月延べ、人)	1,966	2,309	2,504	2,631	2,981	3,163
	利用日数（日）	18,280	20,731	22,611	25,497	29,830	30,549
保育所等訪問支援	利用人数(月延べ、人)	11	11	27	20	34	53
	利用日数（日）	11	12	27	21	34	53
医療型児童発達支援	利用人数(月延べ、人)	48	53	59	67	30	24
	利用日数（日）	232	268	243	418	115	80
障がい児相談支援	利用人数(月延べ、人)	369	374	425	502	566	543

（4）地域生活支援事業*

地域生活支援事業*については、日中一時支援の利用が減少傾向にあります。

サービス名	単位	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
理解促進研修・啓発事業	（有無）	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	（有無）	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター事業	（有無）	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	6	8	9	11	15	16
意思疎通支援事業							
・手話通訳者派遣	件	672	691	650	630	694	678
・登録手話通訳者派遣	件	156	122	138	62	109	137
・登録要約筆記者派遣	件	267	235	191	125	122	134
日常生活用具給付等事業							
・介護・訓練支援用具	件	8	6	5	5	6	4
・自立生活支援用具	件	16	27	8	14	12	8
・在宅療養等支援用具	件	19	14	13	16	15	17
・情報・意思疎通支援用具	件	23	21	26	12	20	35
・排泄管理支援用具	件	1,957	1,930	2,010	2,054	2,124	2,189
手話奉仕員養成研修事業	人	26	27	24	51	20	24
移動支援事業	人	176	175	172	134	214	147
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1	1	1	1
日常生活支援事業							
・訪問入浴サービス	人	32	52	68	72	72	79
・生活訓練	（有無）	有	有	有	有	有	有
・日中一時支援	時間	34,924	35,307	37,061	32,723	30,262	29,983
社会参加支援事業							
・点字、声の広報発行	（有無）	有	有	有	有	有	有
・要約筆記奉仕員養成	箇所	1	1	1	1	1	1
・点訳奉仕員養成	箇所	1	1	1	1	1	1
・朗読奉仕員養成	箇所	1	1	1	1	1	1
地域生活特別促進事業							
・虐待防止センター	箇所	1	1	1	1	1	1
・精神障がい者グループワーク	回	142	139	138	142	142	139

3　第４期計画の進捗状況

（1）いつまでも健康で過ごせるまちづくり

健康教育や健康相談等、ライフステージ*に応じた各種健康づくり事業を継続しました。

（2）健やかに成長できるまちづくり

児童発達支援センター等との連携、療育*、要支援児童保育・保育所等訪問支援の充実や発達障がい*の正しい理解の啓発を進めました。

また、特別支援教育*や、医療的ケア児保育の取組を進めました。

（3）地域で安心して暮らせるまちづくり

障がい福祉サービスや地域生活支援事業*等について、適切な支援が受けられるよう、サービス利用費の負担軽減や、利用料の無償化を継続しました。

（4）社会参加を果たせるまちづくり

特別支援学校や就労支援センター等とも連携し、障がい児者の就労促進を図りました。

また、就労促進ネットワークを核に、各就労施設との連携を図りました。

（5）身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり

手で輪を広げる城陽市手話言語条例に基づき、手話施策推進会議において、手話教室、手話研修などの機会の充実を図り、城陽市障がい者自立支援協議会*において市民講座、福祉見学会を行い、障がいのある人に対する理解を広げるよう努めました。

また、城陽市障がい者自立支援協議会*において相談支援の強化を図り、障がい者差別解消支援地域協議会*で障がい者差別事案についての情報共有を行いました。

さらに、合理的配慮の提供*を推進するため、市職員を対象とした研修を継続しました。

４　障がい福祉に関する市民ニーズ

「城陽市障がい者計画」の見直しを行うにあたって、城陽市障がい者計画策定等に関する市民アンケートを実施し、障がい福祉に関する市民ニーズの把握に努めました。

調査結果の概要は次のとおりです。

なお、調査対象について、「身体障害者手帳所持者」を「身体」、「療育*手帳所持者」を「療育*」、「精神障害者保健福祉手帳所持者等」を「精神等」とそれぞれ略称しています。

（１）調査の概要

調査対象	市内在住の次の方 ①身体障害者手帳所持者 ②療育*手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者または通院医療費助成を受けている方
対象者数	2,000 人（無作為抽出）
調査期間	配布開始：令和４年（2022 年）12 月６日（火） 回収終了：令和４年（2022 年）12 月 23 日（金）
調査方法	郵送配布・郵送回収

（２）回収状況

調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率
①身体障害者手帳所持者	1,300 件	742 件	57.1%
②療育*手帳所持者	200 件	74 件	37.0%
③精神障害者保健福祉手帳所持者等	500 件	192 件	38.4%
計	2,000 件	1,008 件	50.4%

（３）調査結果の概要

１）医療や介護保険について

医療に関して困っていることについては、身体、精神等で「特にない」が、療育*で「医師に病状を伝えることが難しい」が最も多くなっています。また、療育*、精神等では「医療機関に関する情報が少ない」、「専門的な医療を受けられる機関が近くにない」も多くなっています。

介護保険サービスの利用については、「利用している」は身体が最も多く、療育*、精神等ではそれぞれわずかとなっています。また、要介護度は、身体、精神等で「要支援２」が最も多くなっています。

医療への希望（精神等）については、「病気の経過や見通しについて知りたい」が最も多く、次いで、「薬の効果や副作用について知りたい」が多くなっています。

2）生活の状況について

主な収入源については、身体、療育*で「自分の年金」が、精神等で「家族の給料や年金」が最も多くなっています。

家族構成については、身体で「夫婦二人暮らし」が、療育*、精神等で「自分と親」が最も多くなっています。また、主な介助者については、身体で「配偶者」が、療育*で「親」が、精神等で「介助者はいない」が最も多くなっています。

家庭や家族のことで困っていることについては、身体、療育*で「高齢者や障がい者だけの世帯である」が、精神等で「生活が困窮している」が最も多くなっています。

平日の居場所については、身体で「家族と過ごしている」が、療育*、精神等で「仕事や通学をしている」が最も多くなっています。また、休日の居場所については、いずれの調査対象でも「家族と過ごしている」が最も多くなっています。

今後の生活場所の希望については、いずれの調査対象でも「家族と暮らしたい」が最も多くなっています。

地域で希望する支援については、身体で「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が、療育*、精神等で「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。

3）就労について

現在の就労状況については、「働いている」は療育*で最も多くなっています。就労形態については、身体、精神等で「事業所・企業・団体の非常勤職員（嘱託・パート・アルバイト）」が、療育*で「福祉的就労*施設（就労継続支援*事業所・就労移行支援*事業所）で仕事をしている」が最も多くなっています。また、仕事を見つけた方法については、身体、精神等で「直接自分で探した」が、療育*、精神等で「就労支援機関や公共職業安定所のあっせん」が最も多くなっています。また、仕事や職場への希望については、いずれの調査対象でも「安定した収入」が最も多くなっています。

働いていない理由については、身体で「高齢のため」が、療育*で「障がいが重度のため」が、精神等で「病気のため」が最も多くなっています。

また、今後の就労意向については、「仕事をしたい」は精神等で最も多くなっています。

一方、「仕事ができない」は身体で最も多くなっています。

4）外出について

主な外出手段については、身体、精神等で「徒歩や自転車」が、療育*で「家族が運転する自動車」が最も多くなっています。

外出時に困ることについては、身体で「段差のある床や駐車場、トイレなど施設が利用しづらい」が、療育*、精神等で「歩道がないなど道路が危険である」が最も多くなっています。

5）余暇や地域活動について

参加してみたい活動については、身体で「パソコン教室」が最も多くなっています。

地域活動参加状況については、いずれの調査対象でも「十分している」と「まあまあしているほうだ」を合わせた『参加している』に比べて「あまりしているとはいえない」と「何もし

ていない」を合わせた『参加していない』が多くなっています。また、地域活動に参加できない理由については、いずれの調査対象でも「したいとは思わない」が最も多くなっています。

６）サービス利用について

自立支援給付サービスの利用状況については、身体で「家をヘルパーなどが訪れて介護等の支援をするサービス」、「日中に福祉施設に出かけて創作活動等を行うサービス」が、療育*で「福祉的就労*施設で仕事を通じて職業の訓練を行う」が、精神等で「日中に福祉施設に出かけて創作活動等を行うサービス」が最も多くなっています。

また、自立支援給付サービスの満足度については、概ね「不満がある」に比べて「満足」と「ほぼ満足」を合わせた『満足』が多くなっています。

地域生活支援事業*の利用状況については、身体で「日常生活用具*の給付」が、療育*で「日中一時支援事業*で昼間の時間を過ごすこと」が、精神等で「サービス事業所などでの相談」が最も多くなっています。また、地域生活支援事業*の満足度については、いずれも「不満がある」に比べて「満足」と「ほぼ満足」を合わせた『満足』が多くなっています。

必要なサービス、必要と感じるサービスや支援については、「特にない」が最も多くなっています。

７）情報について

情報の入手方法については、身体、精神等で「テレビ」が、療育*で「家族、親族」が最も多くなっています。

充実すべき情報発信方法については、いずれの調査対象でも「市の広報」が最も多くなっています。

８）地域での暮らしや悩み・相談について

近所との付き合いの程度については、いずれの調査対象でも「顔を合わせばあいさつする程度」が最も多くなっています。

自治会長、民生委員・児童委員*の認知について「知っている」は、いずれも身体で最も多くなっています。

悩みや相談事については、いずれの調査対象でも「自分の健康や治療のこと」が最も多くなっています。また、日常的な相談相手については、いずれの調査対象でも「家族・親類」が最も多くなっています。

現在の相談体制については、身体で「満足している」が最も多くなっていますが、一方で、いずれの調査対象でも「どこに相談したらよいのかわからない」が多くなっています。

９）災害時の避難等について

一人での避難の可否については、身体、精神等で「できる」が、療育*で「できない」が多くなっています。また、助けてくれる人の有無については、身体、精神等で「わからない」が、療育*では「いない」が最も多くなっています。

助けてくれる人については、いずれの調査対象でも「家族」が最も多くなっています。

災害時に困ることについては、身体、精神等で「投薬や治療が受けられない」が、療育*は「どのように対応すべきか自分で判断できない」が最も多くなっています。

10）権利擁護等について

成年後見制度*の認知については、いずれの調査対象でも「よく知っている」と「多少は知っている」を合わせた『知っている』に比べて「聞いたことはあるが、内容は知らない」と「全く知らない、聞いたことがない」を合わせた『知らない』が多くなっています。

また、成年後見制度*の利用については、「ある」は、精神等で最も多くなっています。

成年後見制度*について相談する相手については、いずれの調査対象でも、「家族や親せき」が最も多くなっています。

成年後見制度*について必要な情報については、身体、療育*では「どんな場合に利用されているかなどの具体的な事例」が、精神では「制度を利用した際のだいたいの費用」が最も多くなっています。

差別経験の有無については、いずれの調査対象でも「あまり感じない」「全く感じない」をあわせた『感じない』が最も多くなっています。また、差別経験の内容については、いずれの調査対象でも「外出時（街角での人の視線や対応）」が最も多くなっています。

いじめや虐待経験の有無については、いずれの調査対象でも「ない」が多くなっています。

11）城陽市の福祉の環境について

今後重要な施策については、いずれの調査対象でも「困った時に気軽に相談できる窓口を充実させること」が最も多くなっています。

12）介助者について

介助者の性別については、調査対象のいずれも、女性の割合が多くなっています。

また、介助者の年齢については、身体、精神等で「70 歳代」が、療育*で「40 歳代」が最も多くなっています。

療育*等での困りごとについては、いずれの調査対象でも「子どもの発達や障がいについて気軽に相談できる窓口がない」が最も多くなっています。また、介護での困りごとについては、いずれの調査対象でも「自分が高齢化してきた」が最も多くなっています。

介助者に必要な支援については、いずれの調査対象でも「介助者が介助できなくなった場合の支援」が最も多くなっています。

5　国・府における動き

（1）国

平成 18 年（2006 年）12 月に、国連総会において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約*）」が採択され、平成 26 年（2014 年）１月に障害者権利条約*が批准されました。

令和３年（2021 年）６月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。この法律は、医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化することを鑑み、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

令和４年（2022 年）５月に、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることを鑑み、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的としています。

国では、「第５次障害者基本計画」（令和５年度（2023 年度）～令和９年度（2027 年度））を策定しており、基本理念として、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることとされています。

（2）京都府

京都府においても第５期京都府障害者基本計画（令和６年度（2024年度）～令和１１年度（2029年度））が策定され、障がい者施策の総合的な推進を図られています。

また、障害者総合支援法*に基づく計画である「第７期京都府障害福祉計画」、児童福祉法に基づく計画である「第３期京都府障害児福祉計画」が推進されています。

６　障がい福祉の課題

（１）いつまでも健康で過ごせるまちづくり

市民一人ひとりの努力とともに、市民の健康の保持増進を図り、健康で充実した生活が営める条件を整備していく必要があります。

障がい児者については、ライフステージ*や障がい種別に応じた保健・医療施策の提供が重要であり、発生予防から早期発見、早期治療、さらにリハビリテーション*医療へとつなげていくため、関係機関の有機的な連携が求められます。

精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者、家族、保健・医療・福祉、教育等関係者による協議の場や、住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進する「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*」の構築が求められます。

（２）健やかに成長できるまちづくり

障がいのある乳幼児・児童・生徒の能力や特性を最大限に伸ばしていくには、その成長過程における療育*と教育の果たす役割が大きく、そのため子どもたち一人ひとりの多種多様な障がい特性に応じた適切な療育*と教育を幼児期から一貫して提供していく必要があります。

障がいのある乳幼児・児童・生徒が将来にわたる自立や社会参加を果たしていくには、障がい児への早期療育*と早期教育が重要です。また、発達障害者支援法に基づき、ＬＤ（学習障がい）*、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障がい）*などの発達障がい*を早期に把握し、個々の状態や特性、発達段階、適性に応じ、適切な支援システムを推進していく必要があります。

障がいのある児童生徒の学校の授業の終了後や休業日の支援については、放課後等デイサービス*等の多様なサービスが整ってきましたが、より多くのニーズに対応していくため、整備を支援していく必要があります。

（3）地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいを理由にコミュニケーションの方法に制約を受ける方が、あらゆる分野の活動に参加し、地域で自立した生活を送れるようにするためには、十分なコミュニケーション手段を確保するとともに、さまざまな情報が入手できるよう設備や人的援助によって支援する必要があります。

急速に発達している情報通信技術を、障がい者が自身の生活や社会参加に活用するためには、情報アクセシビリティの向上や、障がい者が情報通信技術を利用する機会や修得する機会の場を提供する必要があります。

障がいのある人もない人も共に社会生活を営むためには、多様性が尊重され、障がいの有無、性別、年齢、国籍などによって排除されることなく、誰もが地域で安心して生活することができるインクルーシブ*な社会をめざしていくことが望まれます。

市の独自施策であるサービス利用費の負担軽減、地域生活支援事業*の利用料無償化は、障がい者の自立を図る上で大きな役割を果たしており、今後も継続していく必要があります。

防災対策では、日頃から障がい児者、家族やサービス事業者の防災意識の高揚を促すとともに、避難誘導やその後の避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるよう、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制を確立する必要があります。

（4）社会参加を果たせるまちづくり

就労は障がい者の自立と社会参加に大きな意味をもちますが、企業や団体で仕事に就いている障がい者は少なく、障がい者の就労や経済状況は依然厳しい状況といえます。今後も、就労相談体制の充実、企業への啓発、職業リハビリテーション*の充実、就労の機会の確保に向けた取組と経済支援制度の充実を検討していく必要があります。

また、一般企業への就職、福祉的就労*ともその情勢は依然厳しく、就労が障がい者のライフサイクルにとって最大の課題となっています。

障がい者の雇用と就労の促進に向けて、障がいの特性に応じたきめ細かな障がい種別対策を総合的に講じることが求められます。

社会参加活動は、障がい者と市民の相互理解の促進、リハビリテーション*効果の面から、さらに、障がい者の自己実現、自己表現の場として重要です。このため、障がい者の社会参加拡充のための人材、地域の交流機会、啓発、情報提供、指導者の育成が必要です。

障がい者のニーズに応じた学習活動の機会を体系的・効果的に提供できるよう、生涯学習関連事業の推進・支援体制の充実を図るとともに、障がい者が学習活動を行うための学習情報提供サービス、受け入れ体制等の確保を図る必要があります。

（5）身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり

インクルーシブ*な社会の実現に向けて、障がい者に対する市民の理解を広げるための啓発の取組が必要です。

障がい児者のライフステージ*に応じたきめ細かな行政施策を展開していくためには、障がい児者とその家族が身近な地域で気軽に相談できる体制が整備されていること、相談された内容を的確に把握すること、さらに相談された内容に応じた適切な助言や指導ができることが重要です。

地域における相談支援体制の強化のため、障がい者自立支援協議会*の果たす役割は大きく、地域にある社会資源の活用、新たな施策の提言など、関係者、市民、当事者の協働の取組の推進を図ることが重要です。また、高齢になっても障がい者が引き続き同じ事業所のデイサービス*を受けやすくする必要があります。

自然災害発生時や新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時においても安定した障がい福祉サービスを提供できるよう体制を整える必要があります。

障がい者の権利擁護の推進においては、障がい者の虐待を防止すること、障がい者差別を解消することが重要です。

第３章

基本目標等

1　基本目標と理念

本市では、「城陽市地域福祉計画」の理念に基づいて、「互いに尊重しあい、支え合うまちづくり」、「みんなが参画し、協働するまちづくり」、「だれもが安心できるまちづくり」を推進しています。

そのためには、障がいの有無にかかわらず、誰もが一人ひとりの違いを認め合い、その人格と個性を互いに尊重するとともに、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のために、市民、関係団体、行政が主体的に取り組み、相互に連携し、希望に添って働き続けることができる社会や、生涯を通じて学び続けられるとともに、文化芸術やスポーツなどの分野でそれぞれの特性を活かして活躍できる社会を目指していく必要があります。

また、障がいは、障がいのある人の心身の機能の状態から直接的に生ずるものではなく、社会的障壁との相互作用によって生じるとされており、社会的障壁の除去を促進し、誰もが暮らしやすいまちをめざす必要があります。

全ての障がい者が完全参加と平等のもとに、個人の尊厳を保障され、社会の一員として自己選択と自己決定を果たすことができる社会づくりをめざすとともに、誰も取り残されることがなく生涯にわたって自立し、安心して暮らせる、共に生きる地域づくりをめざします。

このため、「障がいのある人もない人も共に生きる地域社会の実現」を本計画の基本目標とします。

＜基本目標＞

障がいのある人もない人も共に生きる地域社会の実現

＜基本理念＞

（１）障がい者の権利と尊厳の保護

障がい者が当たり前に暮らし、自分らしい人生を送るにあたって、人としてふさわしい生活を営む権利と個人の尊厳が重んじられるとともに、差別・虐待などの人権侵害がない地域社会をめざします。

（２）インクルーシブ*な社会の推進

障がい者が、障がいのない人と同じように自由に行動し、社会参加できる上で妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な様々な障壁（バリア）をつくらず、取り除くことによって、障壁のない社会の形成やまちをめざします。また、障がいによる心身の特性、あるいは運動やコミュニケーションの特性を受止め、多様な障がいをあたたかく包摂し、ともに社会参加を行える市民意識の醸成をめざします。

（３）交流と支え合いの推進

障がいのある、ないに関わりなく市民一人ひとりがお互いに交流し、支え合うとともに、一人ひとりが地域福祉の担い手である自覚を持ち、ともに地域の活動に参加する協働のまちをめざします。

（４）障がい者の主体性の確保

障がい者が、個性や持てる能力を十分に発揮でき、主体性を持ち、社会へ積極的に参加できる地域社会をめざします。

（５）ニーズの多様性への対応

障がいの種別・程度別のニーズや、保健・医療・福祉、教育、生活環境、就労など多岐にわたる社会的支援へのニーズに対応したきめ細かな施策の充実を図る一方で、障がい者及び介護者の高齢化に対応するため、高齢者福祉施策などと施策間の連携を図り、行政施策の体系的かつ効果的な提供システムの確立をめざします。

（６）支援の連続性への配慮

保健・医療・福祉、教育などの支援にあたって、障がい者やその家族の一生を見据えながら、成長、加齢に応じた適切な支援や、連続性のあるサービス提供をめざします。

2　施策の体系

以下、分野別計画における施策の体系を示します。

1　いつまでも健康で過ごせるまちづくり



（1）健康づくりの充実

①健康の保持・増進
- ●健康づくり事業の推進
- ●健康づくり活動の推進

②障がいの発生予防・早期発見
- ●障がいの発生予防・早期発見に向けた母子保健対策の推進
- ●中途障がいの発生予防・早期発見に向けた成人保健対策の推進
- ●高齢期障がいの発生予防・早期発見に向けた対策の推進
- ●心の健康づくり対策（精神保健対策）の推進

（2）保健の推進

①母子保健、学校保健等の推進
- ●母子保健の推進
- ●学校保健の推進

②成人保健や介護予防の推進
- ●成人保健の推進
- ●介護予防の推進

（3）医療とリハビリテーションの推進

- ●適切なリハビリテーション*を受けられる体制の整備促進
- ●救急医療体制の整備
- ●障がい者配慮についての医療機関への要請
- ●公費負担医療制度*の運営
- ●リハビリテーション*機会の確保
- ●急性期から回復期、維持期への連携

2　健やかに成長できるまちづくり



（1）療育、保育、就学前教育の推進

①早期療育*の推進
- ●児童発達支援
- ●児童発達支援センターとの連携
- ●療育*に関わる関係機関の連携と情報の共有化
- ●難聴児の早期発見、早期支援

②保育の推進
- ●要支援児童保育・保育所等訪問支援の推進
- ●医療的ケア児の保育の実施

③発達障がい*に対応した支援
- ●発達障がい*の正しい理解の促進
- ●発達障がい*の早期発見・早期支援
- ●庁内と関係機関の連携

（2）教育の推進

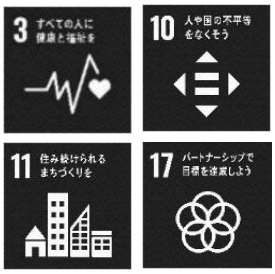
①障がいのある児童生徒への教育の推進
- ●特別支援教育*の推進
- ●教育活動等の推進
- ●教育環境の整備
- ●教職員の資質・能力の向上と研修の推進

②教育相談、就・修学、進路指導、進路相談の推進
- ●教育相談、就・修学指導の推進
- ●進路指導の推進
- ●進路相談の推進

（3）学校の授業の終了後や休業日の生活の支援

- ●学校の授業の終了後や休業日の生活の支援
- ●障害児通所支援の実施

3　地域で安心して暮らせるまちづくり



（1）コミュニケーション支援の充実

- ●視覚障がい者へのコミュニケーション支援
- ●視覚障がい者への生活支援
- ●聴覚障がい者へのコミュニケーション支援
- ●手話通訳者*及び要約筆記者*の派遣及び養成の推進
- ●聴覚言語障がい者への支援
- ●人材の確保
- ●重度身体障がい者福祉電話の設置事業
- ●新しい情報機器の利用と導入
- ●情報環境のバリアフリー*化
- ●聴覚障がい者への情報発信システムの推進

（2）福祉サービス等の充実

①障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの給付

- ●訪問系サービス
- ●短期入所*サービス
- ●昼間の生活を支援するサービス
- ●日中活動系サービス
- ●居住系サービス
- ●グループホーム*等
- ●補装具*給付事業

②地域生活支援事業*の提供

- ●意思疎通支援*
- ●日常生活用具*給付事業
- ●移動支援事業*
- ●地域活動支援センター*
- ●日中一時支援
- ●相談支援事業*
- ●訪問入浴サービス*
- ●生活訓練等事業

③介助者支援事業の推進

- ●心身障がい者介護支援事業*
- ●介助者や保護者同士の交流

④多様な福祉サービスの推進

- ●重度肢体障がい者ガイドヘルパー*派遣事業の推進
- ●専門的知識と技術が十分に活かされる環境整備
- ●通所交通費の助成
- ●障がい者住宅改良助成事業
- ●住宅改修支援事業
- ●外出支援サービスの実施
- ●障がい者等ごみ出し支援事業
- ●身体障がい者用自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得教習費助成事業の推進
- ●小児慢性特定疾病児童日常生活用具*給付事業
- ●診断書料補助事業の推進
- ●精神障がい者のグループワーク*等の提供
- ●住民参加型相互援助サービス事業*の支援
- ●当事者団体への支援
- ●公共施設の点検、改修の推進

⑤重度障がい児者への支援

- ●重度障がい児者への支援
- ●医療的ケアを必要とする重度障がい児者支援

⑥施設への支援

- ●施設機能の地域への開放
- ●地域生活移行支援
- ●施設整備への支援

（3）経済的支援の充実

- ●特別障害者手当等支給事業
- ●心身障害者扶養共済制度加入奨励金支給事業
- ●特別児童扶養手当支給事業
- ●自立支援給付における利用者負担の軽減
- ●地域生活支援事業*における負担軽減
- ●公費負担医療制度*の運営（再掲）

（4）防災対策の推進

①防災意識の高揚

- ●防災意識の高揚と地域での支援体制づくり

②災害時要配慮者*対策の推進

- ●避難行動要支援者*の把握と個別避難計画の作成
- ●福祉避難所*の確保

４　社会参加を果たせるまちづくり



（1）雇用・就労の促進と安定

- ●雇用啓発活動の推進
- ●障がい者への職業相談・指導の推進
- ●市職員への障がい者採用
- ●就労定着支援
- ●就労選択支援*

（2）職業訓練と福祉的就労*環境の整備

①職業訓練
- ●訓練等給付*

②福祉的就労*環境の整備
- ●障がい者施設の支援
- ●事業所のネットワークや販路開拓への支援
- ●施設と企業との連携への支援
- ●市内福祉施設リサイクル事業への支援

③障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
- ●障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

（3）生涯学習や文化活動の充実

①生涯学習の充実
- ●城陽市生涯学習推進計画の推進
- ●障がい者利用に配慮した生涯学習施設の整備
- ●障がい者ニーズに応える生涯学習メニューの推進
- ●生涯学習情報の提供
- ●障がい者利用に配慮した生涯学習支援策の整備

②文化芸術活動の充実
- ●文化芸術活動の推進
- ●指導員の養成

（4）スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ●障がい者スポーツ・レクリエーション施設の推進
- ●イベントの開催
- ●障がい者スポーツ指導員の養成
- ●障がい者の参加を念頭においたレクリエーション活動の推進

5　身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり



（1）障がいのある人に対する理解を広げる啓発

①人権尊重
- ●人権尊重のまちづくりへの総合的取組

②学校教育等の推進
- ●小中学校の活動推進
- ●幼稚園、保育所での取組

③地域における学びの場
- ●親子体験教室の開催
- ●市民講座の開催
- ●「障害者週間」等の取組
- ●出前講座等の開催

④情報収集
- ●情報収集の推進と制度の周知への取組

⑤手話に関する施策の推進
- ●手話に対する理解の促進及び手話の普及
- ●手話の獲得及び習得*の支援
- ●手話による情報取得の支援
- ●手話による意思疎通支援*の拡充
- ●城陽市手話施策推進会議の活性化

（2）相談支援体制の充実

①障がい児者の相談支援の充実
- ●相談支援体制の整備
- ●専門相談体制の整備
- ●人材の育成
- ●市民による相談活動の促進
- ●サービス等利用計画の作成
- ●「こころの相談」の実施

②相談支援のネットワーク化
- ●相談支援機関等の連携
- ●身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・こころの健康推進員との連携

③制度の周知・情報提供の推進
- ●保健・医療・福祉等に関する制度の周知の推進

④情報システム化の推進
- ●情報システムの高度化の推進
- ●情報システムの活用の検討

（3）地域ケア*体制の整備

①障がい者自立支援協議会*の推進
- ●城陽市障がい者自立支援協議会*の活性化

②発達支援システムの推進
- ●発達支援システムの推進
- ●庁内発達支援チームの推進
- ●支援ファイルによる発達支援
- ●個別の支援計画の作成
- ●計画に基づく支援の推進

③総合的な地域ケア*の推進
- ●障がい者ケアマネジメント*体制の推進
- ●対象者の把握
- ●専門的な支援機関の確保と育成
- ●支援の開発と提供
- ●サービス等利用計画の作成
- ●支援者の確保と育成
- ●総合的支援体制の推進

（４）障がい者の権利擁護の推進

①権利擁護の充実
- ●成年後見制度*の周知と利用援助
- ●日常生活自立支援事業*の支援
- ●権利擁護への取組

②障がい者虐待の防止
- ●障がい者への虐待防止に向けた取組の実施
- ●障がい者虐待防止センターの推進
- ●障がい者虐待防止ネットワークの推進

③障がい者差別解消の推進
- ●障がい者差別解消の取組
- ●障がい者差別解消地域協議会の推進

第４章

分野別計画

1　いつまでも健康で過ごせるまちづくり

■施策体系

1．いつまでも健康で過ごせるまちづくり



（1）健康づくりの充実

①健康の保持・増進
- ●健康づくり事業の推進
- ●健康づくり活動の推進

②障がいの発生予防・早期発見
- ●障がいの発生予防・早期発見に向けた母子保健対策の推進
- ●中途障がいの発生予防・早期発見に向けた成人保健対策の推進
- ●高齢期障がいの発生予防・早期発見に向けた対策の推進
- ●心の健康づくり対策（精神保健対策）の推進

（2）保健の推進

①母子保健、学校保健等の推進
- ●母子保健の推進
- ●学校保健の推進

②成人保健や介護予防の推進
- ●成人保健の推進
- ●介護予防の推進

（3）医療とリハビリテーションの推進

- ●適切なリハビリテーション*を受けられる体制の整備促進
- ●救急医療体制の整備
- ●障がい者配慮についての医療機関への要請
- ●公費負担医療制度*の運営
- ●リハビリテーション*機会の確保
- ●急性期から回復期、維持期への連携

（1）健康づくりの充実

■課題認識

市民アンケートで、悩みや相談事については、いずれの調査対象でも「自分の健康や治療のこと」が最も多く、身体障害者手帳所持者で 60.6%、療育*手帳所持者で 45.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者等で 59.4%という結果でした。

障がいの発生予防から早期発見、早期治療、さらにリハビリテーション*医療へとつなげていくため、母子保健施策の推進とともに、中途障がいの発生予防や生活習慣病予防等の施策の充実や関係機関の有機的な連携が求められます。

さらに、地域保健活動の中で、こころの健康に関する啓発、障がいの発生予防や健康指導がますます重要となっています。

■基本方針

市民一人ひとりが、健康で充実した生活が営めるように、健康の保持増進のための健康づくり活動の推進と障がいの発生予防・早期発見のための体制の整備を行います。

また、障がいの原因となる事故防止対策・各種疾病の予防対策、障がいの早期発見・早期対応体制、障がいを軽減し自立を促進するためのリハビリテーション*医療について、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化するなかで充実を図っていきます。

さらに、精神保健対策として、心の健康づくりの啓発や精神保健相談・指導等保健所の取組を中心としながら、これらと連携します。

■施策の方針

① 健康の保持・増進

施策名	施策の内容	施策の考え方
健康づくり事業の推進	障がいの発生を予防するためにも、市民一人ひとりが、自分の健康は自分がつくるという思いを持って、積極的に健康づくりに取り組むことができるように「城陽市健康づくり計画」に基づく健康教育、健康相談、訪問指導等の推進に努めます。	継続
健康づくり活動の推進	健康に関する取組を地域に広めるため、「城陽市健康づくり計画」に基づいて、地域の各種団体と協力し、成人の健康づくり活動を促進します。 また、健康の維持・増進のために、食生活・運動・休養に関する正しい知識の普及に努めます。	継続

② 障がいの発生予防・早期発見

施策名	施策の内容	施策の考え方
障がいの発生予防・早期発見に向けた母子保健対策の推進	障がいの発生予防・早期発見に向け、子育て世代包括支援センターによる産前産後の切れ目のない相談支援を通じて、乳幼児健康診査の受診勧奨を行い、受診者に適切なアドバイスを行うとともに、支援が必要な子どもの早期発見・対応を図ります。 また、令和５年度（2023 年度）から新生児聴覚検査費用の一部助成を行っており、今後も施策の充実に努めます。	充実
中途障がいの発生予防・早期発見に向けた成人保健対策の推進	健康に関する取組を地域に広めるため、「城陽市健康づくり計画」に基づいて、地域の各種団体と協力し、健康づくり活動を促進します。 また、障がいの原因となる、生活習慣病の重症化により起こる脳血管疾患、糖尿病の合併症、慢性腎臓病等を予防するために、特定健康診査、特定保健指導、訪問指導等の事業を推進します。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
高齢期障がいの発生予防・早期発見に向けた対策の推進	障がいの発生を予防するためにも、「城陽市健康づくり計画」に基づいて、日常的に「市民一人ひとりが健康づくりの主役」という健康管理意識の定着を図り、健康教育、健康相談等市民意識の高揚を目的とした事業を進めます。	継続
心の健康づくり対策（精神保健対策）の推進	複雑な社会情勢を反映して、うつ等心の健康を害する人が増加する一方、人口の高齢化に伴う認知症等の精神保健が大きな課題となっていることを勘案し、専門医や保健所の協力を得ながら、精神保健に関する知識の普及啓発を推進するとともに、近隣市町や関係機関の連携を進め、精神障がい者を地域で支えるための体制づくりに努めます。	継続

（2）保健の推進

■課題認識

障がいのある乳幼児・児童・生徒の支援については、保健、医療、保育、療育*、教育の分野を横断した適切な支援が必要です。

成人保健については、健診の受診をはじめ、サービスの利用を促すとともに、障がいの種別、特性に応じたきめ細かな支援が必要です。

■基本方針

障がい者が、健康を保持し、いきいきと活力ある生活を送るために、障がい者の障がい特性やライフステージ*に応じた、健康教育・健康相談・健康診査等に参加しやすい体制の整備を進めるとともに、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化します。

また、障がいが発生した初期の段階で、本人及び家族に対して障がいの軽減に係る各種施策の紹介、精神的な支援等を行う相談指導体制については、福祉分野との密接な連携のもとに推進します。

■施策の方針

① 母子保健、学校保健等の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
母子保健の推進	身体障がいや知的障がい、発達障がい*のある乳幼児について、保健・医療・福祉の連携で、支援対策を推進します。	継続
学校保健の推進	就学期間にある身体障がいや知的障がい、発達障がい*のある児童生徒について、母子保健や療育*施設、保育所、幼稚園との情報交換や医療との連携で、特別支援教育*のもとで支援対策を推進します。	継続

② 成人保健や介護予防の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
成人保健の推進	自立支援給付や福祉施策によるサービスと一体的に、障がいの種別や特性に応じた保健サービスを提供し、障がい者の健康増進を図ります。 また、精神疾患の早期発見に努め、保健所とも連携します。	継続
介護予防の推進	いつまでも健康で暮らせるよう、関係者との連携のもとに、障がいの種別や特性に応じた健康維持と介護予防を図ります。	継続

（3）医療とリハビリテーションの推進

■課題認識

医療とリハビリテーション*の推進は、障がいの軽減、自立の推進を図る上で重要であるため、その実施体制の充実が必要と言えます。

精神保健については、精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づき、国・府を中心とした精神障がい者の人権に配慮した医療を確保することなど、関係機関に要請していくことが必要です。

■基本方針

障がいの種別や特性に応じた適切な医療サービスがいつでも受けられるよう、医療機関と保健・福祉との連携を強化します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
適切なリハビリテーション*を受けられる体制の整備促進	障がい予防のため、京都府立心身障害者福祉センター附属リハビリテーション病院をはじめとした医療機関と連携して、適切なリハビリテーション*や看護が受けられる体制の整備を促進します。	継続
救急医療体制の整備	休日急病診療所において、休日における緊急医療需要に対応します。 また、特に障がい者の利用に配慮した施設や設備の整備を検討していきます。さらに、山城北医療圏での病院群輪番制実施により、休日等の２次救急患者の受入体制を確保します。	継続
障がい者配慮についての医療機関への要請	障がい者が利用しやすい医療施設・医療設備の改善に向け、様々な機会を通じて、施設、設備の改善とソフト的配慮を医療機関へ要請するよう努めます。	継続
公費負担医療制度*の運営	福祉医療費*の支給事業を継続実施します。 また、更生医療*、育成医療*、精神通院医療について、自立支援医療*として給付します。さらに、府と連携して公費負担医療制度*を継続していきます。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
リハビリテーション*機会の確保	医療のほか、介護保険の地域支援事業として、障がいの重度化防止、疾病の悪化予防、転倒予防、認知症予防のためのリハビリテーション*機会を確保します。 また、介護予防・生活支援サービス事業において、短期集中運動型デイサービス事業を整備するとともに医療機関等との情報連携を図り、適切なサービス提供体制をめざします。	継続
急性期から回復期、維持期への連携	急性期、回復期、維持期を担う医療機関が、患者の生活機能に関する情報交換や履歴の共有化を図るなど、連携を図ります。	継続

２　健やかに成長できるまちづくり

■施策体系

２．健やかに成長できるまちづくり



（1）療育、保育、就学前教育の推進

①早期療育*の推進
- ●児童発達支援
- ●児童発達支援センターとの連携
- ●療育*に関わる関係機関の連携と情報の共有化
- ●難聴児の早期発見、早期支援

②保育の推進
- ●要支援児童保育・保育所等訪問支援の推進
- ●医療的ケア児の保育の実施

③発達障がい*に対応した支援
- ●発達障がい*の正しい理解の促進
- ●発達障がい*の早期発見・早期支援
- ●庁内と関係機関の連携

（2）教育の推進

①障がいのある児童生徒への教育の推進
- ●特別支援教育*の推進
- ●教育活動等の推進
- ●教育環境の整備
- ●教職員の資質・能力の向上と研修の推進

②教育相談、就・修学、進路指導、進路相談の推進
- ●教育相談、就・修学指導の推進
- ●進路指導の推進
- ●進路相談の推進

（3）学校の授業の終了後や休業日の生活の支援
- ●学校の授業の終了後や休業日の生活の支援
- ●障害児通所支援の実施

（１）療育、保育、就学前教育の推進

■課題認識

療育*と要支援児童保育については、年々対象児童数が増えていることから、発達障がい*児への対応も含め、保育所、幼稚園等における受入体制の充実、児童発達支援事業所と教育、保健、医療、福祉等の各分野との十分な連携を図る必要があります。

このため、今後は身体障がいや知的障がい、発達障がい*のある児童に対して、継続的かつ多面的な支援を行える発達支援システムの構築に向けて、教育、保健、福祉の分野を横断した取組が必要です。

■基本方針

障がいのある児童の発達を援助する早期療育*の推進とともに、障がいが発生した初期の段階で精神的な支援等を行える相談指導及び保育事業、療育*事業の推進に努めます。また、発達障がい*のある児童の発達及び円滑な社会生活を促進するため、発達障がい*の正しい理解の普及、相談支援体制の強化に努めます。

さらに、適切な時期に就学判断に資する情報提供及び相談活動の推進を図るとともに、必要な支援が児童の成長や進級に伴って連続して提供されるよう、児童発達支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の連携体制の強化と発達支援のためのシステムの整備と児童一人ひとりの個別の支援計画の作成を図ります。

■施策の方針

① 早期療育*の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
児童発達支援	児童通所サービスの支給決定をはじめ、乳幼児健診等において把握された障がい児及び障がいの発生の可能性のある乳幼児への支援として、児童発達支援や医療型児童発達支援により、早期療育*に努めます。	継続
児童発達支援センターとの連携	療育*に関する総合的な相談活動や支援を行う児童発達支援センターとの連携を図ります。	継続
療育*に関わる関係機関の連携と情報の共有化	療育*が必要とされる障がいのある児童に対し的確な相談・指導ができるよう、保健所、保健センター、児童発達支援事業所、福祉事務所、教育委員会等の関係機関と連携するとともに、相談に関わる各種情報の収集、情報の共有化に努めます。	継続
難聴児の早期発見、早期支援	聴覚に障がいのある児童の早期療育*、コミュニケーション能力の習得が重要であるため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器の購入又は修理に必要な費用の一部を助成します。 また、難聴児の早期発見ができるよう、新生児聴覚検査について、検査費用の一部助成を行い、受診勧奨に努めます。	充実

② 保育の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
要支援児童保育・保育所等訪問支援の推進	保育を必要とする要支援児童を、保育所において障がいのない児童とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進する要支援児童保育を継続実施します。 また、保育所等訪問支援を活用し、障害児通所支援事業所等が保育所、学校、学童保育所等の育ちの場での支援に協力できるような体制を推進します。	継続
医療的ケア児の保育の実施	保育を必要とする医療的ケア児を、保育所において医療的ケアが必要ない児童とともに集団保育することにより、社会性の成長発達を促進するような体制を推進します。	充実

③ 発達障がい*に対応した支援

施策名	施策の内容	施策の考え方
発達障がい*の正しい理解の促進	発達障がい*について、発達障害者支援法や障害者総合支援法*の趣旨を踏まえながら府と連携して、相談支援、啓発、研修等の支援体制を推進します。	継続
発達障がい*の早期発見・早期支援	発達障がい*の早期発見・早期支援によって児童の可能な限り自立した生活と円滑な社会参加、不登校等の防止を図るため、身近な相談窓口や保育・教育・母子保健のスタッフの専門性の向上と連携及びサービス調整に努めます。	継続
庁内と関係機関の連携	発達障害者支援法に基づく施策の推進のため、庁内において部局を横断した施策の立案のための体制整備を図ります。 また、児童発達支援センター等と連携します。	継続

（2）教育の推進

■課題認識

障がいのある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切で効果的な教育的支援が行えるよう、教育内容・方法の充実、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、さらに交流及び共同学習の推進等を図っていく必要があります。

■基本方針

障がいのある人のライフステージ*を通じて教育的ニーズに応じた計画的・継続的な指導が可能となるよう、教育内容の充実、教育環境の整備、教職員の資質・能力の向上とともに個別の指導計画に基づいた特別支援教育*の充実を図ります。

また、就学する時期や卒業を控えた時期は障がいのある児童生徒とその保護者にとって就学や進路について判断を求められる重要な時期であることから、保護者が必要とする適切な時期に就学や進路の判断に資する情報提供及び相談活動の充実に努めます。

特に中学、高等学校卒業後の進路については、学校と公共職業安定所等関係機関の連携による相談機能の充実をめざし、それらの機関への協力や支援を行います。

また、就労環境が充実するよう、市内の企業や経済団体等への啓発に努めます。

■施策の方針

① 障がいのある児童生徒への教育の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
特別支援教育*の推進	教育と福祉、保健等関係機関の連携のもと、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じた対応を行う特別支援教育*を推進します。	継続
教育活動等の推進	自立し社会参加する資質や能力を育てるために、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成して、指導方法の工夫改善や個別の指導計画の作成に努めるとともに、交流及び共同学習を教育活動全体に位置づけ、計画的、継続的に推進します。また、盲・ろう・支援学校や通級指導*教室と連携を推進します。	継続
教育環境の整備	特別支援学級や通級指導*教室をはじめとして、児童生徒の教育環境をよりよくするため、教材、施設、設備等の整備に努めます。 また、医療的ケアや介助等が必要な園児・児童・生徒への支援の充実を図ります。	充実
教職員の資質・能力の向上と研修の推進	教職員が障がいのある児童生徒の教育に対する理解を深め資質・能力の向上を図るため、教職員研修を推進します。	継続

② 教育相談、就・修学、進路指導、進路相談の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
教育相談、就・修学指導の推進	障がいのある児童生徒やその保護者の状況にきめ細かく対応できるよう教育支援委員会、学校における教育相談、就・修学指導の推進を図ります。また、「特別支援教育*連携協議会」等、支援校、支援級と連携して総合的な支援を推進します。	継続
進路指導の推進	生徒の進路実現に向けて、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な進路指導体制等を推進します。	継続
進路相談の推進	障がいのある児童生徒の卒業後の進路を支援するため、支援校が実施する進路相談には、必要に応じて市も参加し、職業体験の結果等を踏まえ、本人、ハローワーク、保護者等と協議のうえ、今後の進路や、卒業後に必要となる障がい福祉サービスについて説明し、卒業後の安定した生活を推進します。	継続

（3）学校の授業の終了後や休業日の生活の支援

■課題認識

市民アンケートにおいて、療育*及び保育での困りごとについては、回答数は少ないものの、いずれの調査対象でも「子どもの発達や障がいについて気軽に相談できる窓口がない」が最も多く、身体障害者手帳所持者で 1.4%、療育*手帳所持者で 14.3%、精神障害者保健福祉手帳所持者等で 12.9%という結果でした。

障がいのある児童生徒の、学校の授業の終了後や休業日の支援については、多様なサービスが整ってきましたが、より多くのニーズに対応していくため、今後も市内小中学校や市外の盲・ろう・支援学校のいずれの場合においても、児童生徒本人も保護者も安心して生活を送ることができるよう支援策を充実させる必要があります。

■基本方針

身体障がいや知的障がい、発達障がい*のある児童生徒が、学校の授業の終了後や休業日も学校や地域で過ごせるよう、生活の過ごし方に対応した学童保育等の推進を図ります。

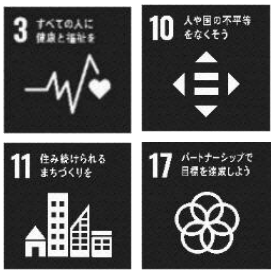
■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
学校の授業の終了後や休業日の生活の支援	障がいのある児童生徒の学校の授業の終了後や休業日における日常生活について、民間サークルやボランティアの協力を求め、その活動場所の確保等に努めます。 なお、共働き家庭における障がいのある児童生徒については、学童保育所における受け入れの継続実施を進めます。	継続
障害児通所支援の実施	障がいのある児童生徒の療育*の場や預かりサービスの充実のため、放課後等デイサービス*のほか、学童保育所等での過ごしを支援する保育所等訪問支援の実施及び提供基盤の充実を図ります。	継続

３　地域で安心して暮らせるまちづくり

■施策体系

３．地域で安心して
　　暮らせるまちづくり



（１）コミュニケーション支援の充実
- ●視覚障がい者へのコミュニケーション支援
- ●視覚障がい者への生活支援
- ●聴覚障がい者へのコミュニケーション支援
- ●手話通訳者*及び要約筆記者*の派遣及び養成の推進
- ●聴覚言語障がい者への支援
- ●人材の確保
- ●重度身体障がい者福祉電話の設置事業
- ●新しい情報機器の利用と導入
- ●情報環境のバリアフリー*化
- ●聴覚障がい者への情報発信システムの推進

（２）福祉サービス等の充実

①障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの給付
- ●訪問系サービス
- ●短期入所*サービス
- ●昼間の生活を支援するサービス
- ●日中活動系サービス
- ●居住系サービス
- ●グループホーム*等
- ●補装具*給付事業

②地域生活支援事業*の提供
- ●意思疎通支援*
- ●日常生活用具*給付事業
- ●移動支援事業*
- ●地域活動支援センター*
- ●日中一時支援
- ●相談支援事業*
- ●訪問入浴サービス*
- ●生活訓練等事業

③介助者支援事業の推進
- ●心身障がい者介護支援事業*
- ●介助者や保護者同士の交流

④多様な福祉サービスの推進
- ●重度肢体障がい者ガイドヘルパー*派遣事業の推進
- ●専門的知識と技術が十分に活かされる環境整備
- ●通所交通費の助成
- ●障がい者住宅改良助成事業
- ●住宅改修支援事業
- ●外出支援サービスの実施
- ●障がい者等ごみ出し支援事業
- ●身体障がい者用自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得教習費助成事業の推進
- ●小児慢性特定疾病児童日常生活用具*給付事業
- ●診断書料補助事業の推進
- ●精神障がい者のグループワーク*等の提供
- ●住民参加型相互援助サービス事業*の支援
- ●当事者団体への支援
- ●公共施設の点検、改修の推進

⑤重度障がい児者への支援
- ●重度障がい児者への支援
- ●医療的ケアを必要とする重度障がい児者支援

⑥施設への支援
- ●施設機能の地域への開放
- ●地域生活移行支援
- ●施設整備への支援

（3）経済的支援の充実
●特別障害者手当等支給事業
●心身障害者扶養共済制度加入奨励金支給事業
●特別児童扶養手当支給事業
●自立支援給付における利用者負担の軽減
●地域生活支援事業*における負担軽減
●公費負担医療制度*の運営

（4）防災対策の推進
①防災意識の高揚
●防災意識の高揚と地域での支援体制づくり
②災害時要配慮者*対策の推進
●避難行動要支援者*の把握と個別避難計画の作成
●福祉避難所*の確保

（1）コミュニケーション支援の充実

■課題認識

聴覚・言語障がい者等コミュニケーションの方法に制約を受ける障がい者が、地域で自立した生活を送れるようにするために、十分なコミュニケーション手段を確保するとともに、様々な情報が入手できるよう設備や人的援助によって支援する必要があります。

また、急速に発達しているＩＣＴ（情報通信技術）*は、障がい者の生活や社会参加にとっても様々な利点を見出すことができますが、障がいのために情報通信手段を利用する機会や技術を習得する機会が十分でないことから、これらを習得する機会の確保に努めるなど、情報格差の解消を図る必要があります。

■基本方針

情報収集やコミュニケーション確保に大きなハンディキャップがある視覚障がい者や聴覚障がい者、及び知的障がい者等の自立と社会参加を促進するため、コミュニケーションと情報の取得または利用のための手段の確保や行政情報の提供を推進するとともに、情報機器の進歩を踏まえて多様な情報通信手段の活用を図るなど情報バリアフリー*化を推進します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
視覚障がい者へのコミュニケーション支援	視覚障がい者に対しては「点字広報」、「声の広報」の発行等を通じて、各種情報提供の拡充を図るとともに、各種会議や講演会、懇談会等における案内文書や資料については点字化を促進します。 また、広報じょうよう通常号において「声の広報」を実施していますが、令和４年度（2022 年度）から広報じょうよう特集号についても「声の広報」を発行しており、今後も情報保障の充実に努めてまいります。	充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
視覚障がい者への生活支援	中途失明者を対象とする点字教室や視覚障がい者向けの編み物教室、スマートフォン等の活用方法の講座を実施します。 また、ボランティア団体による「城陽市防災ブック」の音声化を行うなど、視覚障がい者の情報を支援してまいります。 さらに、視覚障がい者のための相談、研修、訓練、交流、講演などを実施し、視覚障がい者の生活を支援する南部アイセンターと連携してまいります。	継続
聴覚障がい者へのコミュニケーション支援	聴覚障がい者に対しては、手話通訳や要約筆記等によるコミュニケーション支援を図るとともに、ＴＶ広報番組やビデオ等に字幕や手話通訳をつけるように努めます。また、市役所や医療機関、金融機関等での必要なコミュニケーション支援を行います。さらに、市役所窓口での円滑なコミュニケーション支援のため、職員の手話教室や要約筆記講座への参加を促進します。 また、令和３年度（2021 年度）から実施しているSNSでの動画配信を活用した市民講座においては、手話通訳、字幕配信を行い、令和４年度（2022 年度）には高齢難聴者を対象としたコミュニケーション講座を新たに実施するなど、今後も聴覚障がい者へのコミュニケーション支援の推進に向けた取組を実施してまいります。	充実
手話通訳者*及び要約筆記者*の派遣及び養成の推進	聴覚障がい等により社会生活上の情報収集やコミュニケーション確保に援助を必要とする市民に対し、手話通訳者*及び要約筆記者*を派遣し、障がい者の能力の発揮や自立と社会参加の促進を一層支援します。今後も、市民に対し、手話奉仕員養成事業として、手話教室を毎年実施し、手話通訳者*の研修体制を確立して、業務の専門性を高めてまいります。	充実
聴覚言語障がい者への支援	聴覚言語障がい者に対する支援として京都府聴覚言語障害センター等の専門機関が行う言語相談・評価・指導、言語訓練、吃音相談等との連携に努め、専門性の高い支援を実施します。 また、令和２年度（2020 年度）から、会話が不自由な聴覚・言語機能障がい者等の方が、スマートフォン等を利用して、音声によらない１１９番通報ができるNET１１９緊急通報システムを実施するなど、今後も障がい特性に応じた対応を推進してまいります。	充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
人材の確保	市民の協力のもとに、点訳奉仕員*、朗読奉仕員*、手話通訳者*、要約筆記者*等の養成及び実践機会・場所の提供により、障がい者の情報確保とコミュニケーション支援を行います。また、点訳奉仕員*、朗読奉仕員*、手話奉仕員、要約筆記奉仕員などの養成講座は、各ボランティアやサークルの協力を得て実施していきます。	継続
重度身体障がい者福祉電話の設置事業	重度身体障がい者の緊急時の連絡手段としての福祉電話を設置する事業を継続します。	継続
新しい情報機器の利用と導入	技術の進歩が著しいなか、パソコン等の情報通信機器の中には、障がい者のコミュニケーション手段として有効に活用できる機器も出現しているため、各団体と意見交換会を実施しながら、新しい情報機器の利用・導入について検討するとともに、パソコン要約筆記の普及に努めます。	継続
情報環境のバリアフリー*化	IT 講習会の開催等により、障がい者の IT 技能の向上と情報格差の解消を図ります。また広報をはじめとして市内の情報環境の様々な場面で、文字情報だけでなく図や絵を用いるなどユニバーサルデザイン*による情報提供を促進します。	継続
聴覚障がい者への情報発信システムの推進	地域の生活情報、気象や地域情報を安心・安全メールやファクスで情報提供します。災害発生時には災害対策本部と連携して災害情報や避難に関する情報を提供します。 また、令和３年度（2021 年度）から、同報系防災行政無線の緊急情報を自宅のファクスでも受信可能にするなど、今後も聴覚障がい者に配慮した情報発信手段を充実してまいります。	充実

（2）福祉サービス等の充実

■課題認識

インクルーシブ*な社会を推進するため、在宅福祉施策の一層の充実が望まれます。本市では、これまで多様な在宅サービスを提供し、徐々にそのためのサービス基盤を確保し、自立支援給付の適切な運用を図るとともに、地域生活支援事業*や市の一般福祉サービスとして多様な事業メニューを提供してきました。

様々な障がいの特性に応じた支援について、一層の充実と身近でより専門性の高い相談機能の充実を図っていく必要があります。

■基本方針

障がい者の生活様式の多様化等により、在宅サービスに対するニーズも多岐にわたっているため、現行の各サービスが障がい者にとってより使いやすくなるよう、障がい者の自己選択や自己決定を尊重し、利用者本位の自立支援給付の適切な運用に努めるとともに、介助者の高齢化や健康状態等の大きな負担への対応として介助者支援施策の推進を図ります。居住系サービスについては、施設から地域生活への移行支援の観点からも、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者に対応したグループホーム*の確保に努めます。

また、これらのサービス利用が負担とならないよう、国の制度上の利用者負担を市独自の制度によってさらに軽減するなど、利用者への配慮に努めます。

入所施設サービスについては、地域における重要な社会資源であるという観点から、施設機能の充実を図るとともに地域社会に開かれた施設としてその活用を進めます。

また、施設から地域での生活へ移行する障がい者の移行支援施策の充実を図ります。

さらに、新たな事業の構築等福祉サービス等の充実を図ります。

■施策の方針

① 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの給付

施策名	施策の内容	施策の考え方
訪問系サービス	様々な障がい特性に応じて、必要なサービス提供ができるよう、事業者と連携して、介護人材の資質の向上に努めます。また、居宅介護*、重度訪問介護*、同行援護、行動援護*、重度障害者等包括支援の各サービスの保障に努めます。	継続
短期入所*サービス	事業所の新規開設や定員増等について、事業者に働きかけます。	継続
昼間の生活を支援するサービス	常に介護を必要とする人に、療養介護*、生活介護*の各サービスの保障に努めます。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
日中活動系サービス	利用者が在宅等から福祉サービス提供事業所へ通い、生活能力向上のための訓練や、生産活動に係る知識や能力の向上のための訓練など、目的に応じた日中活動を行います。	継続
居住系サービス	介護が必要な人や通所が困難な人に対し居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行う施設入所支援*を行います。	継続
グループホーム*等	グループホーム*の整備促進を図ります。また、家賃についてその一定額を助成します。 障がい者の地域移行を進めるため、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練*事業等を推進します。 さらに、地域生活支援拠点*等による支援の確保に努めます。	充実
補装具*給付事業	障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労における能率の向上を図ること、及び障がい児の育成を目的として、身体の欠損部分や損なわれた身体機能を補完・代替する用具を支給します。	継続

② 地域生活支援事業*の提供

施策名	施策の内容	施策の考え方
意思疎通支援*	聴覚障がい者等の意思疎通が円滑に行えるよう、相談、情報提供、意思疎通支援*を行うため、手話通訳者*を設置し、手話通訳者*、要約筆記者*の派遣を実施します。	継続
日常生活用具*給付事業	日常生活がより円滑に行われるために、必要な日常生活用具*の給付を行います。	継続
移動支援事業*	余暇活動を含む目的の外出に対する個別の移動支援を実施し、障がい者の社会参加を促進します。	継続
地域活動支援センター*	創作的活動、生産活動、交流の場等、障がい者の日中活動の多様なニーズに対応するための拠点としての機能を高めます。	継続
日中一時支援	障がい者の日中の活動の場を確保するとともに、介護している家族の負担軽減を図るため、一時支援事業を実施します。	継続
相談支援事業*	障がい者やその家族が地域のより身近な所で様々な問題や悩みについて気軽に相談できる体制を充実するとともに、総合的な相談支援体制の整備を図ります。	継続
訪問入浴サービス*	自力や家族介護での入浴が困難な障がい者への訪問入浴サービス*を実施します。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
生活訓練等事業	「耳のことなんでも相談」、「視覚障がい者パソコン教室」、「中途失明者点字教室」など、障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練や指導を行います。また、補聴器や制度について講座を開催し、理解啓発に努めます。	継続

③ 介助者支援事業の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
心身障がい者介護支援事業*	自立支援給付（短期入所*）や児童福祉法の放課後等デイサービス*及び地域生活支援事業*（日中一時支援）などにおいて、介護者の負担軽減を図るための柔軟な利用の検討と障がい児者の保護者の交流を促進します。	継続
介助者や保護者同士の交流	介助者や保護者の団体の活動に対する支援を図り、活動支援のための職員の配置を継続します。	継続

④ 多様な福祉サービスの推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
重度肢体障がい者ガイドヘルパー*派遣事業の推進	障がい等により、社会生活上の自由な行動や移動に援助を必要とする市民に対し、ガイドヘルパー*を派遣し、障がい者の能力の発揮や自立と社会参加を支援します。	継続
専門的知識と技術が十分に活かされる環境整備	手話通訳者*、要約筆記者*、ガイドヘルパー*等の専門的知識と技術が十分に活かされるよう、派遣のコーディネート*機能の強化等の環境整備を進めます。	継続
通所交通費の助成	日中活動系サービスの事業所に通所する障がい者の公共交通機関の交通費を助成します。	継続
障がい者住宅改良助成事業	障がい者が住み慣れた地域社会で自立して生活できるよう、バリアフリー*等による居住環境を改善する住宅改良費用を助成します。	継続
住宅改修支援事業	理学療法士*や作業療法士*を確保し、建築士の協力を得て、住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うなどの支援を行います。	継続
外出支援サービスの実施	外出が困難な障がい者の通院や施設利用、社会参加ニーズに対応するための「福祉タクシー利用券の交付事業」を実施します。	継続
障がい者等ごみ出し支援事業	家庭ごみの排出が困難な障がい者等世帯を支援することで、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、計画期間中での実施をめざします。	新規

施策名	施策の内容	施策の考え方
身体障がい者用自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得教習費助成事業の推進	肢体障がい者が、自動車を改造する場合に、その自動車の改造に必要な経費の一部を助成する「身体障がい者用自動車改造費助成事業」及び身体障がい者が自動車運転免許証を取得した場合に、その教習費の一部を助成する「自動車運転免許取得教習費助成事業」を継続します。	継続
小児慢性特定疾病児童日常生活用具*給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るための日常生活用具*の給付等、保健所や保健センターと連携して支援していきます。	継続
診断書料補助事業の推進	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付、再交付等に必要となる診断書料に対する補助を継続します。	継続
精神障がい者のグループワーク*等の提供	精神障がい者同士の交流等によって社会復帰をめざすため、社会適応訓練事業、グループワーク*等の機会を提供します。	継続
住民参加型相互援助サービス事業*の支援	社会福祉協議会*が実施している住民参加型相互援サービス事業*について、利用の促進が図られるよう支援を行います。	継続
当事者団体への支援	障がい者の当事者団体の活動がより活発なものとなるよう、現状の支援担当職員の配置を継続し、支援に努めます。	継続
公共施設の点検、改修の推進	障がい者などをはじめ市民が利用する公共施設について、施設の点検、改修を実施し、ユニバーサルデザイン*の取組を推進します。 また、誰もが使いやすい遊具の整備に向けた取組を進めます。	充実

⑤ 重度障がい児者への支援

施策名	施策の内容	施策の考え方
重度障がい児者への支援	重度の障がい児者のための包括的支援について、関係機関を交えたケース会議を実施するとともに、城陽市障がい者自立支援協議会*において検討を進めてまいります。	継続
医療的ケアを必要とする重度障がい児者支援	医療的ケアを必要とする重度障がい児者が安心して地域で暮らすための支援策の拡充、充実を図ります。	継続

⑥　施設への支援

施策名	施策の内容	施策の考え方
施設機能の地域への開放	施設が持つ機能を、地域で生活する障がい者やその家族、さらに広く一般市民に開放し、居宅サービスの実施や交流事業の開催等によって地域と一体となった施設となるよう促します。	継続
地域生活移行支援	入所（入院）から地域生活への移行のため、入所（入院）施設と連携して、保健・医療・福祉、就労や生きがい等の分野で障がい者が地域で暮らすために必要な支援を明らかにしたサービス利用計画や地域移行計画を作成し、必要なサービス提供を図ることで生活設計を支援します。 また、これと連動し居宅介護*支援体制、居宅サービス基盤の確保や地域における障がい者への理解と心のバリアフリー*を促進します。	継続
施設整備への支援	府や施設関係者と連携し、安定した施設運営が行われるよう施設等の整備を促進します。	継続

（3）経済的支援の充実

■課題認識

市民アンケートで、悩みや相談事について、「生活費などの経済的なこと」が身体障害者手帳所持者で 31.3%、療育*手帳所持者で 28.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者等で 55.7%という結果でした。

障がい者が社会で生活を送るためには、経済的保障も重要となってきます。障害基礎年金や特別障害者手当等の支給、サービス利用費の負担軽減は、障がい者の自立を図る上で大きな役割を果たしてきており、今後もこれらの継続が必要です。

■基本方針

年金や手当の制度等、所得保障制度の充実を国や府に対して働きかけていくとともに、医療費の助成や更生医療*の給付によって障がい者やその家族の経済的負担を軽減するよう努めます。

また、福祉サービス等の利用者負担を国や府の制度以上に軽減するため、市独自のサービス利用費の負担軽減、地域生活支援事業*の利用料無償化を継続実施します。

さらに、保護者の相互扶助制度である心身障がい者扶養共済制度、運賃や公共施設利用の割引等の経済的負担の軽減を図る制度についても、関係機関の協力を得ながら、その推進に努めます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
特別障害者手当等支給事業	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の支給を継続します。	継続
心身障害者扶養共済制度加入奨励金支給事業	心身障がい児者の保護者が加入者となって掛け金を納め、保護者が亡くなったり、重度の障がい者になった時、心身障がい児者に対して給付金を終身支給する心身障害者扶養共済制度加入奨励金支給事業を継続します。	継続
特別児童扶養手当支給事業	２０歳未満の児童で、精神又は身体に中程度以上の障がいのある児童の保護者等を対象とした特別児童扶養手当支給事業を継続します。	継続
自立支援給付における利用者負担の軽減	自立支援給付対象となるサービスの利用者に対して、国や府の制度よりさらに軽減となる市独自の負担軽減措置を実施します。	継続
地域生活支援事業*における負担軽減	移動支援、日中一時支援、相談支援、意思疎通支援*、日常生活用具*支給事業等地域生活支援に係る利用者負担について、無償化を継続します。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
公費負担医療制度*の運営（再掲）	福祉医療費*の支給事業を継続実施します。 また、更生医療*、育成医療*、精神通院医療について、自立支援医療*として給付します。さらに、府と連携して公費負担医療制度*を継続していきます。	継続

（4）防災対策の推進

■課題認識

東日本大震災をはじめとする災害の教訓からも、災害発生時等における情報提供や避難誘導、避難先での支援等についても、障がい者の状況に応じたきめ細かい対応が必要であり、さらに災害が大規模な場合は、市役所や警察、消防等の公的機関が全ての要配慮者*を救助することは困難であることが明らかです。このため、自主防災組織等の各種団体等と連携し、地域ぐるみで日常的な関係づくりに取り組み、支援体制を強化することが必要です。

今後は、避難行動要支援者*には一人ひとりの状況に合った個別避難計画の作成を進めるとともに、避難場所での障がい児、障がい者、高齢者等の人権を守る意識の徹底が必要です。

■基本方針

日頃から障がい者、家族やサービス事業者の防災意識の高揚を促すとともに、避難行動要支援者*の把握及び個別避難計画の作成を進めます。

また、災害時要配慮者*の避難誘導やその後の避難生活における支援を含む自主防災活動が地域で迅速に行われるよう、地域ぐるみでの日頃の見守り、避難協力体制の強化を図ります。

■施策の方針

① 防災意識の高揚

施策名	施策の内容	施策の考え方
防災意識の高揚と地域での支援体制づくり	防災について啓発を行うとともに、災害時の避難場所や緊急時における連絡方法等の周知を図ります。 また、自然な形で支援を受けられるよう、日常的な関係づくりを含めた地域支援体制の強化を図ります。	継続

② 災害時要配慮者*対策の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
避難行動要支援者*の把握と個別避難計画の作成	避難行動要支援者名簿*と個別避難計画の作成を進め、事業の周知を行います。また、日常業務を通じた避難行動要支援者*の把握に努めます。	継続
福祉避難所*の確保	障がいの特性に合わせて、避難後も避難生活を支援できる福祉避難所*の確保に取り組みます。	継続

４　社会参加を果たせるまちづくり

■施策体系

４．社会参加を果たせるまちづくり



（１）雇用・就労の促進と安定

- ●雇用啓発活動の推進
- ●障がい者への職業相談・指導の推進
- ●市職員への障がい者採用
- ●就労定着支援
- ●就労選択支援*

（２）職業訓練と福祉的就労*環境の整備

①職業訓練
- ●訓練等給付*

②福祉的就労*環境の整備
- ●障がい者施設の支援
- ●事業所のネットワークや販路開拓への支援
- ●施設と企業との連携への支援
- ●市内福祉施設リサイクル事業への支援

③障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
- ●障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

（３）生涯学習や文化活動の充実

①生涯学習の充実
- ●城陽市生涯学習推進計画の推進
- ●障がい者利用に配慮した生涯学習施設の整備
- ●障がい者ニーズに応える生涯学習メニューの推進
- ●生涯学習情報の提供
- ●障がい者利用に配慮した生涯学習支援策の整備

②文化芸術活動の充実
- ●文化芸術活動の推進
- ●指導員の養成

（４）スポーツ・レクリエーション活動の充実

- ●障がい者スポーツ・レクリエーション施設の推進
- ●イベントの開催
- ●障がい者スポーツ指導員の養成
- ●障がい者の参加を念頭においたレクリエーション活動の推進

（１）雇用・就労の促進と安定

■課題認識

就労移行支援*等を利用し、一般就労に移行する障がい者が増加している中で、今後、在職障がい者の就労に伴う生活上の支援ニーズはより一層多様化かつ増大するものと考えられます。

一般企業への就職は、民間企業の協力が不可欠であることから、職域の拡大、雇用条

件の改善に向けて、事業主への指導と啓発の強化、求人情報や職業相談の充実等、多面的な取組が求められますが、これらは国や府の事業が中心となっており、国・府との連携充実を図る必要があります。

■基本方針

「雇用対策法」、「職業安定法」、「障害者の雇用促進等に関する法律」等に基づいて、障がい者に対する職業訓練や事業主に対する助成、職場定着までの相談や指導等の対応が、国や府が中心になって図られているため、障がい者の希望する就労環境が実現するよう、本市も国や府の事業に積極的に協力していきます。また、自立支援給付による訓練等給付*の適切な支給を図ります。

さらに、国や府、公共職業安定所と連携を図りながら、一般企業の理解を促すとともに協力を得て、障がい者の自立と生活安定、生きがいづくりを支援できるよう、就労機会の拡大を促進します。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
雇用啓発活動の推進	公共職業安定所等を中心にして、事業主に対し障がい者雇用に係る各種助成措置の活用や税制上の優遇措置等の周知、雇用実例等を紹介することなどにより、障がい者雇用の促進と障がい者雇用率の達成を市内事業所に働きかけていきます。	継続
障がい者への職業相談・指導の推進	居宅介護*支援事業や教育、福祉分野との連携によって、公共職業安定所の専門相談部門である京都障害者職業相談室を中心とし、ニーズに応じた職業相談・指導を推進します。	継続
市職員への障がい者採用	市職員採用試験において合理的配慮の充実を行い、障がい者の採用をいっそう図ります。	継続
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスの確保に努めます。	継続
就労選択支援*	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスの確保に努めます。	新規

（２）職業訓練と福祉的就労*環境の整備

■課題認識

市民アンケートで、仕事や職場への希望について、いずれの調査対象でも「安定した収入」が最も多いという結果でした。

職業訓練及び福祉的就労*については、施設の確保が求められます。また、福祉施設から一般就労への移行等の推進が課題となっています。

■基本方針

障がい者への理解が不足していることなどから一般企業に雇用されることが困難な障がい者については、社会参加や就労準備の目的から、福祉サービス事業所の福祉的就労*の場を確保するため、福祉サービス事業所を支援することにより障がい者の就労促進を図ります。

また、今後は有効かつ生きがいに結びつく作業の開拓を促し、そのために必要な支援を進めていきます。

■施策の方針

① 職業訓練

施策名	施策の内容	施策の考え方
訓練等給付*	自立支援給付の訓練等給付*において、自立訓練*、就労移行支援*、就労継続支援*の費用の適正な支給を図ります。	継続

② 福祉的就労*環境の整備

施策名	施策の内容	施策の考え方
障がい者施設の支援	施設で働いている障がい者の工賃の改善、生活の安定と就労意欲を高めるため、就労内容の選定、快適な環境での作業、より収益性の高い受注の開拓を支援します。	継続
事業所のネットワークや販路開拓への支援	施設の事業所のネットワークや共同経営店舗の運営を支援し、製品の販路拡大を促進します。 令和３年度（2021 年度）から、障がい者就労促進・自立支援ネットワークを構成する各事業所の自主製品について販売促進を図るため、市役所庁舎内に展示ケースを設置するなど、販売促進支援の充実を図りました。今後、さらなる支援を行います。	充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
施設と企業との連携への支援	一般企業と施設が業務提携や物品、サービスの受発注を行うことで、障がい者がより生きがいのある職業訓練や福祉的就労*を行えるよう、経済団体に働きかけるなどの支援を行います。	継続
市内福祉施設リサイクル事業への支援	福祉施設におけるリサイクル事業への支援として、駅前撤去自転車処分品の提供に努めるとともに、その販売事業に対する広報、場所確保等の必要な支援を行います。	継続

③ 障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障がい者就労施設等が供給する物品等の調達の拡大を図ります。	継続

（3）生涯学習や文化活動の充実

■課題認識

生活水準の向上や自由時間の増大等により、人々の生涯学習や文化活動への関心が高まっています。障がい者にとっても、刻々と変化する社会とのつながりを持ちながら、自己の可能性を追求し、自己実現を図る上で、このような学習や文化芸術活動の機会は重要です。

今後はこれまで以上に障がい者のニーズに応じた学習活動の機会を体系的・効果的に提供できるよう、生涯学習関連事業の推進・支援体制の充実を図るとともに、障がい者が学習活動を行うための学習情報提供サービス、受け入れ体制等の確保を図る必要があります。

■基本方針

障がい者の自己実現、自己表現の場の確保という生きがい形成の観点から、障がい者が地域社会の構成員として様々な生涯学習活動、文化芸術活動等幅広い社会活動に参加できるよう、機会の充実や人材の育成、条件整備を図ります。

■施策の方針

① 生涯学習の充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
城陽市生涯学習推進計画の推進	「第２次城陽市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習のより一層の推進を図るため、庁内関係各課の相互調整及び関係機関との連携を強化する中で、障がい者の参加を前提とした各種事業メニューの整備に努めます。	継続
障がい者利用に配慮した生涯学習施設の整備	生涯学習施設について障がい者の利用に配慮した施設整備・充実を図ります。	継続
障がい者ニーズに応える生涯学習メニューの推進	城陽市民大学ライフコース等、障がい者のニーズに応えられるよう多様性や柔軟性のある幅広い開催内容を、障がい者自身の企画や参加により推進します。	継続
生涯学習情報の提供	広報紙や多様な情報技術を活用した広報活動を進めることにより、生涯学習に関するイベントや各種講座、施設等の情報提供を推進します。情報提供にあたっては、障がいのある人に配慮した情報提供の仕組みを検討します。	継続
障がい者利用に配慮した生涯学習支援策の整備	障がい者の生涯学習活動への参加にあたっては、要約筆記、手話等による支援を行うとともに、参加しやすいようガイドヘルパー*等の派遣を行います。	継続

② 文化芸術活動の充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
文化芸術活動の推進	現在、障がい者の文化芸術活動としては、デイサービス*事業や録音図書、点訳図書の提供等の取組があり、今後も府や近隣市町及び文化団体等からの協力を得て、障がい者の参加にも配慮した活動への取組を進めていきます。	継続
指導員の養成	文化芸術の各分野への取組では、単なる関心を具体的な活動へと進めるために、具体的な学習方法や内容についての適切な指導が望まれます。特に、各専門分野における高度な技術や知識を有するとともに、各障がいに対しても深い理解を有する指導員の養成を図ります。	継続

（4）スポーツ・レクリエーション活動の充実

■課題認識

障がい者のスポーツは、社会参加とリハビリテーション*という役割があります。

また、スポーツを通じて地域の人々との交流を広げる役割も重要です。

今後も、多くの障がい者が身近でより多様なスポーツを楽しむことができるよう、参加機会の拡大や環境整備等に取り組んでいく必要があります。

■基本方針

障がい者の生きがい形成のみならず、障がい者と障がいのない市民の相互理解の促進、障がい者自身のリハビリテーション*の観点から、スポーツ・レクリエーション活動等幅広い活動分野にわたって、障がい者が気軽に参加できるようその環境整備を推進し、障がい者の社会参加活動を促進していきます。

■施策の方針

施策名	施策の内容	施策の考え方
障がい者スポーツ・レクリエーション施設の推進	障がい者のスポーツやレクリエーション、健康づくり等のニーズにより幅広く対応していくため、学校施設を含めた市内スポーツ・レクリエーション施設の改善に取り組み、障がい者スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。	継続
イベントの開催	今後も心身障がい児者スポーツ大会の開催に努め、幅広い市民の協力や参加を促進します。	継続
障がい者スポーツ指導員の養成	障がい者のスポーツ活動の推進にあたっては、各障がいの特性を熟知し、障がいに応じたニュースポーツ*等についても経験と知識の豊富な、専門の指導員の援助が欠かせません。このため、ボランティア等との連携のもとに援助が行えるよう障がい者スポーツ指導員の養成を図ります。	継続
障がい者の参加を念頭においたレクリエーション活動の推進	より生きがいのある生活の実現に向けて、障がい者の有意義な余暇活動が行えるよう市民レクリエーション施設における障がい者利用の促進を図ります。このため、イベント内容の工夫、ボランティアの協力による送迎の確保等に努めます。	継続

5　身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり

■施策体系

5．身近で相談や利用援助が受けられる体制づくり



（1）障がいのある人に対する理解を広げる啓発

①人権尊重
- ●人権尊重のまちづくりへの総合的取組

②学校教育等の推進
- ●小中学校の活動推進
- ●幼稚園、保育所での取組

③地域における学びの場
- ●親子体験教室の開催
- ●市民講座の開催
- ●「障害者週間」等の取組
- ●出前講座等の開催

④情報収集
- ●情報収集の推進と制度の周知への取組

⑤手話に関する施策の推進
- ●手話に対する理解の促進及び手話の普及
- ●手話の獲得及び習得*の支援
- ●手話による情報取得の支援
- ●手話による意思疎通支援*の拡充
- ●城陽市手話施策推進会議の活性化

（2）相談支援体制の充実

①障がい児者の相談支援の充実
- ●相談支援体制の整備
- ●専門相談体制の整備
- ●人材の育成
- ●市民による相談活動の促進
- ●サービス等利用計画の作成
- ●「こころの相談」の実施

②相談支援のネットワーク化
- ●相談支援機関等の連携
- ●身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・こころの健康推進員との連携

③制度の周知・情報提供の推進
- ●保健・医療・福祉等に関する制度の周知の推進

④情報システム化の推進
- ●情報システムの高度化の推進
- ●情報システムの活用の検討

（3）地域ケア*体制の整備

①障がい者自立支援協議会*の推進
- ●城陽市障がい者自立支援協議会*の活性化

②発達支援システムの推進
- ●発達支援システムの推進
- ●庁内発達支援チームの推進
- ●支援ファイルによる発達支援
- ●個別の支援計画の作成
- ●計画に基づく支援の推進

③総合的な地域ケア*の推進
- ●障がい者ケアマネジメント*体制の推進
- ●対象者の把握
- ●専門的な支援機関の確保と育成
- ●支援の開発と提供
- ●サービス等利用計画の作成
- ●支援者の確保と育成
- ●総合的支援体制の推進

（４）障がい者の権利擁護の推進

①権利擁護の充実
- ●成年後見制度*の周知と利用援助
- ●日常生活自立支援事業*の支援
- ●権利擁護への取組

②障がい者虐待の防止
- ●障がい者への虐待防止に向けた取組の実施
- ●障がい者虐待防止センターの推進
- ●障がい者虐待防止ネットワークの推進

③障がい者差別解消の推進
- ●障がい者差別解消の取組
- ●障がい者差別解消地域協議会の推進

（１）障がいのある人に対する理解を広げる啓発

■課題認識

本市ではこれまで広報による啓発、「障害者週間」を中心に啓発活動を実施し、広報・啓発の機会を増やしてきました。さらに障がい者自身や関係団体の取組もあって、理解は徐々に広がってきたものの、精神障がいや発達障がい*等まだ十分とは言えない領域もあり、周囲の理解不足から不利益が生じたり、十分な支援が受けられなかったり、といった状況も見受けられます。このため、多くの市民が障がい者と交流する機会の確保を図るなど、理解を深める機会をさらに増やしていく必要があります。また障がい者の就労や社会参加の観点から企業や経済団体の理解と協力が重要です。

■基本方針

人権尊重を基本にしながら、市民一人ひとりが障がいや障がい者についての正しい理解と認識を持てるよう、多様な方法や機会によって、関係団体・機関、障がい者の家族の協力を得ながら市民や企業、各種団体への広報・啓発を展開します。また、障がい者団体の活動の紹介や一般に認識が高いとはいえない精神障がいや発達障がい*等に関する啓発を強化します。

■施策の方針

① 人権尊重

施策名	施策の内容	施策の考え方
人権尊重のまちづくりへの総合的取組	あらゆる人権に対する正しい理解と認識が深まるよう、研修、情報提供、広報活動等に努めるとともに、人権尊重の理念の普及とあらゆる差別の撤廃に向けて、家庭、地域、学校、企業等と協力・連携した取組を進めます。	継続

② 学校教育等の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
小中学校の活動推進	市内小中学校の福祉活動については、学校における体験学習等のみならず、その結果が地域や家庭へと広がるように工夫するとともに、社会福祉協議会*や地域の福祉施設等と連携しながら活動を推進します。	継続
幼稚園、保育所での取組	幼児教育や保育の場を通じて、障がいに対する理解や認識を幼児期から培うとともに保護者への啓発を行います。	継続

③ 地域における学びの場

施策名	施策の内容	施策の考え方
親子体験教室の開催	視覚障がいや聴覚障がいの理解を広げるため、親子体験教室等を開催し、子どものころから障がいのある人とともに生きる地域づくりについての学習を進めます。	継続
市民講座の開催	障がい者への理解を広げ、差別をなくすための取組として、市民講座を開催します。また、より多くの市民に関心いただけるよう、SNS での市民講座の配信や、大型店舗での市民講座の実施など、実施方法や内容の充実を図ります。	充実
「障害者週間」等の取組	「障害者週間」における各種取組を支援するとともに、市民、ボランティア団体、障がい者団体等幅広い層の参加による啓発活動を推進します。	継続
出前講座等の開催	市民を対象とした講座を開催し、市民の福祉活動を支援します。	継続

④ 情報収集

施策名	施策の内容	施策の考え方
情報収集の推進と制度の周知への取組	市民意識調査や市民相談等の市民広聴活動により、多様化する市民ニーズの把握、保健福祉等に関わる社会資源の情報把握に努めます。	継続

⑤ 手話に関する施策の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
手話に対する理解の促進及び手話の普及	幼稚園・保育所の児童を対象に手話教室を、市職員、民間企業等の職員を対象に手話研修を実施するほか、市民が手話に親しむことができるイベント等を開催します。	継続
手話の獲得及び習得*の支援	手話による意思疎通を要する聴覚障がい者等への情報提供や、聴覚障がい児及びその保護者への相談支援を行います。 また、高齢難聴者を対象とした手話講座の実施や、より早期からの手話の獲得についての方策を検討するなど、今後も手話の獲得、習得のための施策の拡充に努めてまいります。	充実
手話による情報取得の支援	聴覚障がい者に対しては、手話通訳によるコミュニケーション支援を図ります。また、市役所や医療機関、金融機関等での必要なコミュニケーション支援を行います。さらに、市役所窓口での円滑なコミュニケーション支援のため、職員の手話教室への参加を促進します。 また、令和３年度（2021 年度）から実施しているSNSでの動画配信を活用した市民講座においては、手話通訳、字幕配信を行い、令和４年度（2022 年度）には高齢難聴者を対象としたコミュニケーション講座を新たに実施するなど、今後も聴覚障がい者へのコミュニケーション支援の推進に向けた取組を実施してまいります。	充実
手話による意思疎通支援*の拡充	聴覚障がい等により社会生活上の情報収集やコミュニケーション確保に援助を必要とする市民に対し、手話通訳者*を派遣し、障がい者の能力の発揮や自立と社会参加の促進を一層支援します。今後も、市民に対し、手話奉仕員養成事業として、手話教室を毎年実施し、手話通訳者*の研修体制を確立して、業務の専門性を高めてまいります。	充実
城陽市手話施策推進会議の活性化	手話に関する施策についての評価、手で輪を広げる城陽市手話言語条例及び施策の推進方針の内容についての調査及び検討等を行い、総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。	継続

（2）相談支援体制の充実

■課題認識

市民アンケートで、今後重要な施策について、「困った時に気軽に相談できる窓口をつくること」が身体障害者手帳所持者で 33.4%、療育*手帳所持者で 35.1%、精神障害者保健福祉手帳所持者等で 47.9%という結果でした。

障がい者の多様なニーズに応じ、具体的な施策提供につなげていくための総合的な相談体制と権利擁護体制の整備が重要です。また、総合的な相談体制の整備を図るためには、障がい者ニーズの把握や生活各分野にわたる関連施策についての情報収集、ならびにそれぞれの障がいに応じた形で情報を提供するためのシステム整備が必要です。

■基本方針

障がい者やその家族が、地域のより身近な所で様々な問題や悩みについて気軽に相談できるよう、地域生活支援センターの拡充と専門性の向上を図るとともに、専門的立場からの助言や指導、各種施策に結びつけるコーディネート*機能を持った福祉事業の利用援助体制の充実やそのための人材の確保に努めます。

特に、精神保健福祉については、精神障がい者の生活支援や就労支援等の相談に応じ、精神障がい者の状況に応じたサービス提供に努めます。

また、これらの検証や施策の立案機能を担う城陽市障がい者自立支援協議会*の活性化を図ります。

■施策の方針

① 障がい児者の相談支援の充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
相談支援体制の整備	在宅の障がい児者に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング*、介護相談及び情報提供等を実施する基幹相談支援センター*を設置し、障がいの種別にかかわらず相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業*所と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	充実
専門相談体制の整備	福祉事務所、保健所、医療関係者等の専門家による相談体制の充実を図ります。	継続
人材の育成	障がい者がライフサイクルの節目に遭遇する生活上の様々な不安や悩みに対して、社会福祉士*、精神保健福祉士*等がより専門的に相談支援活動ができるよう、人材の確保や育成を図るとともに、関係機関の専門員との連携強化に努めます。また、市内事業所を対象とした就職フェアを開催し、人材確保を推進します。	充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
市民による相談活動の促進	民生委員・児童委員*やボランティア等市民による身近な相談活動を促進します。	継続
サービス等利用計画の作成	相談支援事業*所の資質向上を図るとともに、障がいのある人の状態や状況に応じた適切な支援が受けられるよう、福祉サービス利用をコーディネート*し、モニタリング*を実施するなど、サービス等利用計画の作成を推進します。	継続
「こころの相談」の実施	人間関係や日々の生活の中で受けるストレスから、不安やこころの不調などに悩まされている市民の相談を専門の相談員により実施します。	継続

② 相談支援のネットワーク化

施策名	施策の内容	施策の考え方
相談支援機関等の連携	保健・医療・福祉、教育、労働等の分野を問わない相談に応じるため、庁内部局間や相談支援機関間の連携強化を図り、相談支援のネットワークを推進します。また民生委員・児童委員*等地域で障がい者を見守る市民と、相談支援事業*所とのネットワークの充実を図ります。	継続
身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・こころの健康推進員との連携	身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員を委嘱し、障がい者が地域で身近に相談できるよう、相談員の活動を支援します。 また、府の事業である「こころの健康推進員」と連携し、精神障がい者や家族への支援を行います。	継続

③ 制度の周知・情報提供の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
保健・医療・福祉等に関する制度の周知の推進	市を窓口とする各種制度を広報紙や市ホームページ等により周知するとともに、「障がい福祉のてびき」等の冊子を配布することにより、広く市民や関係機関に各種制度や施策を周知します。	継続

④ 情報システム化の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
情報システムの高度化の推進	保健・医療・福祉情報をより一層効果的に活用できるようにするため、健康管理システムや障がい福祉システム等の高度化を進め、必要な情報検索や情報提供、事務手続き等の効率化に取り組みます。	継続
情報システムの活用の検討	市ホームページにおいて障がい者の生活に係る情報提供を行います。	継続

（３）地域ケア体制の整備

■課題認識

障がいのある児童、発達障がい*者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等それぞれのライフステージ*や障がい種別に応じた、より専門的な相談窓口と援助体制の確保が必要不可欠となっています。

このため、個別のサービスの充実と合わせて、適切なサービス調整に基づきながら、生涯を通じた継続的かつ分野を横断した多面的な支援が重要で、これらを総合的に推進する、障がい種別を超えた総合的な自立支援システムが必要です。

したがって、相談窓口から個別の状況やニーズに応じた適切な支援の提供までの総合的なケア体制の整備が必要です。

■基本方針

これまで、障がい者福祉施策の充実はもとより、障がい者が生涯を通じて、自分の障がいや生活、希望に応じた療育*、教育、保健・医療・福祉、生きがいや社会参加のための支援等の多面的なサービスを適切かつ一体的に受けることができるよう、ライフステージ*に応じた適切なサービス提供のためのサービス調整機能を、庁内各課や関係機関、サービス提供事業所の連携のもとに確立してきました。今後は、高齢者福祉施策との十分な連携による効果的な施策運用、障がい者ニーズの多様化に対応した新たな施策の導入、施策分野間の連携強化、幅広い市民参加等により、障がい者の自立を支援し、地域で安心して生活できる条件整備を進めます。

また、城陽市障がい者自立支援協議会*とも連携し、障がい者のためのケアマネジメント*体制の推進と人材の確保や育成を図ります。

■施策の方針

① 障がい者自立支援協議会の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
城陽市障がい者自立支援協議会*の活性化	城陽市障がい者自立支援協議会*によって中立・公平な相談支援事業*（ケアマネジメント*）の実施と地域の関係機関の連携強化を図るとともに、「城陽市障がい者計画」に基づく施策の推進に関する必要な事項の検討・協議を行います。また、山城北圏域や近隣市町村の障がい者自立支援協議会*のほか、必要に応じ関係機関との連携に努めます。 また、令和５年度（2023 年度）より人権擁護の観点から、委員を１名増員するなど機能強化を図っており、今後も会議の活性化に向けた取組を実施してまいります。	充実

② 発達支援システムの推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
発達支援システムの推進	発達障害者支援法の理念を実現する支援システムとして、特別な配慮や指導を要する幼児、児童生徒を対象として、庁内において部局を横断した施策の立案、療育*、教育、相談支援、生活支援サービス提供、就労支援のための体制整備を図り、児童発達支援センターや発達障害者支援センター等との連携を強化した発達支援システムを推進します。	継続
庁内発達支援チームの推進	福祉保健部、教育委員会等によって編成する庁内発達支援チームにおいて、支援ファイルの普及等の取組を行います。	継続
支援ファイルによる発達支援	障がい児の障がい特性や成長履歴等様々な情報を記載した支援ファイルを作成し、保育所、幼稚園、学校をはじめ様々な機関や各種福祉制度の円滑な利用を支援できる仕組みとして活用していきます。	継続
個別の支援計画の作成	児童一人ひとりの実態把握、評価、サービス目標設定を踏まえた個別の支援計画を、庁内発達支援チームや医師、保健所職員、療育*施設職員や理学療法士*、作業療法士*、教員、保育士等が必要に応じて参加する個別サービス調整会議によって作成します。計画には児童本人の希望、保護者の希望、指導者の希望、日常生活の分析、心理能力の評価等を反映させます。また、必要に応じて自立支援給付の認定審査会と連携します。	継続
計画に基づく支援の推進	児童に関わる機関が支援計画に基づいた指導、支援を着実に実施するとともに、その結果を評価できるシステムを推進します。	継続

③ 総合的な地域ケア*の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
障がい者ケアマネジメント*体制の推進	障がい者の生活を支えるため、保健・医療・福祉関連のサービス資源に限らず、教育、就労、文化・スポーツに関する資源をも視野に入れた包括的なケアマネジメント*が個別に提供されるよう、城陽市障がい者自立支援協議会*を中心にその体制の推進を図ります。その際、障がい区分ごとの専門性も確保しながら、年齢や障がいの特性、ライフスタイル*に応じることができる柔軟性に心がけるとともに、地域や一般企業が提供できるインフォーマルサービス*等も視野に入れたケアマネジメント*をめざします。 また、府と連携して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築をめざします。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
対象者の把握	自分では意思表示や判断が困難な障がい者も含め、自立支援給付対象サービスに限らない、多様な支援が必要な障がい者とそのニーズの把握を図ります。	継続
専門的な支援機関の確保と育成	現在の居宅介護*支援事業に捉われず、障がい者一人ひとりのニーズを把握し、把握したニーズにきめ細かに対応し、相談に応じながら、地域のあらゆる社会資源を活用したサービス等利用計画とその提供のための調整までを行うことができる地域に密着した専門的な生活支援センターを障がい種別ごとに確保します。	継続
支援の開発と提供	障がい者にとって必要な支援や生きがい活動の機会を積極的に開発し、民間事業所等の協力を得て、提供を図ります。	継続
サービス等利用計画の作成	障がい児者のニーズの把握に努め、一般福祉サービス、保健サービスやインフォーマルサービス*を組み合わせ、障がい者が地域において持てる力を発揮し、いきいきと生活できるよう、サービス等利用計画の作成を促進します。	継続
支援者の確保と育成	相談、サービス調整、介護、保健・医療、療育*・保育の専門的人材の確保と育成に努めます。また、それらの職種の専門的研修と分野を横断した研修を支援し、技術の向上をめざします。 さらに、地域福祉の理念を啓発しながら、身近な地域で障がい者を支える様々な支援者を育成します。	継続
総合的支援体制の推進	庁内はもとより関係機関、サービス提供事業所、専門的人材等を結ぶ、総合的な支援ネットワーク体制を推進します。	継続

（4）障がい者の権利擁護の推進

■課題認識

市民アンケートで、成年後見制度*の認知については、身体障害者手帳所持者、療育*手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者等、いずれの調査対象でも「よく知っている」と「多少は知っている」を合わせた『知っている』に比べて「聞いたことはあるが、内容は知らない」と「全く知らない、聞いたことがない」を合わせた『知らない』が多いという結果でした。

障がいのある人もない人も共に生きる地域社会の実現という基本目標に則って、権利擁護の充実、障がい者虐待の防止、市の事務・事業における合理的配慮の提供*を行うとともに、市内の企業・団体等に対しても理解や協力を求めていく必要があります。

■基本方針

すべての人々が障がいの有無にかかわらず、等しく生きる権利を持ち、個性や違いを認めあいながら地域社会に参加できるように、人と人とのつながりを大切にし、ともに支えあい助け合うまちづくりをめざします。

■施策の方針

① 権利擁護の充実

施策名	施策の内容	施策の考え方
成年後見制度*の周知と利用援助	知的障がい者、精神障がい者の権利擁護を図るために、成年後見制度*について、相談を受け援助できる体制を整備し、事業の充実に努めます。 また、成年後見制度*について、周知を図るとともに、広報、パンフレットの発行や窓口等における情報提供を図ります。	継続
日常生活自立支援事業*の支援	知的障がい者や認知症等自己の完全な意思表示の困難な障がい者が安心して生活できるよう、社会福祉協議会*が実施する日常生活自立支援事業*を支援します。	継続
権利擁護への取組	障がい者の権利擁護の視点に立ったケアマネジメント*を促進するとともに、権利侵害の予防、解決に努めます。	継続

② 障がい者虐待の防止

施策名	施策の内容	施策の考え方
障がい者への虐待防止に向けた取組の実施	障害者虐待防止法*に基づき、関係機関と連携して、虐待防止に向けた取組を推進します。	継続

施策名	施策の内容	施策の考え方
障がい者虐待防止センターの推進	障がいのある人への虐待に関する通報窓口や相談等を行う障がい者虐待防止センターを推進します。	継続
障がい者虐待防止ネットワークの推進	障がい者虐待防止ネットワーク会議により関係機関との連携強化を図ります。	継続

③ 障がい者差別解消の推進

施策名	施策の内容	施策の考え方
障がい者差別解消の取組	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、関係機関と連携して、障がい者差別解消を推進します。	継続
障がい者差別解消地域協議会*の推進	障がい者差別解消地域協議会*により関係機関との連携強化を図ります。 また、令和５年度（2023 年度）から障がい者差別解消支援地域協議会*委員を１名増員するなど機能強化を図っており、今後も協議会の機能強化に向けた取組を実施してまいります。	充実

第５章

計画推進のために

1　庁内の計画推進体制

本計画の推進にあたっては、城陽市が主体となりながら国・京都府・近隣市町と連携を図るとともに、広く市民や関係者等の民間の協力を得て、それぞれの役割分担の下で一体となって対応していくことが重要なことから、以下の体制により施策の総合的・効果的な推進を図ります。

福祉保健部長を委員長とし、庁内関係部局の次長級を委員とする「地域福祉推進委員会」を核にして、庁内関係部局間の連携を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。

また、計画推進上、国や京都府との連携が必要な事項については、その事業内容に応じて関係部局が窓口となりその調整・要請にあたります。

2　市民参加による計画推進体制

学識経験者、障がい当事者団体、医療機関関係者、障がい福祉施設関係者等により組織される城陽市障がい者自立支援協議会*において、障がい者の地域生活を支える相談支援の充実強化に向け協議していきます。

3　地域共生社会の形成

少子高齢化や人口減少、単独世帯の増加、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により活動や交流が制限されたことなどにより、近隣関係や地域での人間関係が弱まりつつあることから、地域に住む人々が互いに助け合い、生きがいと思いやりを持って暮らすことができる地域共生社会*の形成に向けて、城陽市社会福祉協議会*活動・校区社協活動、民生委員・児童委員*活動及びボランティア活動をより一層支援していきます。

4　担い手の確保と養成

本計画を推進していくためには、各種施策の提供やコーディネート*を行うための専門的人材の確保が必要です。このため、今後、多様化・高度化する福祉保健ニーズに的確に応えられるような専門的マンパワー*の確保に努めるとともに、日常生活での身近な助け合いにより生活支援を行えるようボランティア等の発掘・養成に努めます。

資料編

資料１　城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（趣旨）

第１条　この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例で別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

（委員の委嘱等）

第３条　附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて執行機関等が適当と認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の例外等）

第４条　第２条の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　第２条に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第５条　附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

２　特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他執行機関等が適当と認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

３　特別委員にあっては特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員にあっては専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解職され、又は解任されるものとする。

（部会）

第６条　附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があるときは、部会を置くことができる。

２　附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（秘密を守る義務）

第７条　附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附

属機関の属する執行機関等が別に定める。

附　則

(施行期日)

第１条　この条例は、平成26年(2014年)10月1日から施行する。

(経過措置)

第２条　この条例の施行の際現に従前の旧附属機関(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に存する合議体で別表に掲げる附属機関に相当するものをいう。)の委員である者は、それぞれ施行日に同表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同表に掲げる委員の任期にかかわらず、施行日における従前の旧附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間とする。

附　則(平成27年(2015年)3月31日条例第19号)

この条例は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。

附　則(平成28年(2016年)3月31日条例第11号)

この条例は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

附　則(平成28年(2016年)12月28日条例第22号)

この条例は、平成29年(2017年)4月1日から施行する。

附　則(令和3年(2021年)3月31日条例第1号)

この条例は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

別表(第2条関係)１　市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
城陽市障がい者自立支援協議会*	障がい福祉の計画や増進等に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	30人以内	2年

資料２　城陽市障がい者自立支援協議会*規則

平成26年10月１日

規則第20号

（趣旨）

第１条　この規則は、城陽市執行機関等の附属機関の設置等に関する条例（平成26年城陽市条例第15号。以下「条例」という。）第８条の規定に基づき、城陽市障がい者自立支援協議会*（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の資格）

第２条　条例第３条に規定する市長が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

(1)　相談支援事業*所の関係者

(2)　医師

(3)　教育職員

(4)　障がい者団体の代表

(5)　関係行政機関の職員

(6)　公募による市民

(7)　その他市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第３条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、協議会を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、委員のうちから会長が選任する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第４条　協議会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

２　協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　協議会は傍聴することができる。ただし、城陽市情報公開条例（平成14年城陽市条例第８号）第７条各号に規定する不開示情報を保護する必要がある場合には、委員の協議により非公開とすることができる。

（意見の聴取）

第５条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（運営調整会議）

第６条　協議会全体の円滑な運営、協議会への報告又は部会間の調整に関する協議を行うため、協議会に運営調整会議を置く。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、障がい福祉主管課において処理する。ただし、市長が適当と認めたときは、協議会の庶務を指定相談支援事業*所に委託することができる。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第３条第２項及び第４項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

附　則（平成29年（2017年）３月31日規則第２号）

この規則は、平成29年（2017年）４月１日から施行する。

資料３　城陽市障がい者自立支援協議会*委員名簿

（敬称略・五十音順）

区分	委員名	団体名等	備考
相談支援事業所の関係者	石原　章子	障害者相談支援センタープラム	
	今西　和弘	京都聴覚言語障害者福祉協会聴覚障害者生活支援センターはーもにぃ	R5.4.1から
	小原　裕典	南山城学園障害者生活支援センターはーもにぃ	R5.4.1から
	山口　祐佳	京都聴覚言語障害者福祉協会聴覚障害者生活支援センターはーもにぃ	R5.3.31まで
	山代　浩史	南山城学園障害者生活支援センターはーもにぃ	R5.3.31まで
医師	アルデリャーヌ 惠	宇治久世医師会	R5.8.31まで
	長谷川　雅昭	宇治久世医師会	R5.9.1から
教育職員	池原　幸代	京都府立宇治支援学校	R5.4.1から
	北村　章子	城陽市校長会	R5.4.1から
	西城　誠一	城陽市校長会	R5.3.31まで
	細矢　義伸	京都府立宇治支援学校	R5.3.31まで
障がい者団体の代表	井川　隆	城陽市視覚障害者協会	R5.9.1から
	陰地　秀幸	城陽市ろうあ協会	
	坂部　和代	城陽市視覚障害者協会	R5.8.31まで
	坂本　明弘	城陽市難聴者協会	
	谷口　公洋	城陽市精神家族会アルプス	R5.9.1から
	中村　小夜子	城陽市精神家族会アルプス	R5.8.31まで
	濵村　香織	城陽市心身障害児（者）育成会	
	芳川　敏博	城陽市身体障害者協会	副会長
関係行政機関の職員	土井　浩之	京都府山城北保健所	
公募による市民	井川　隆	公募市民代表	R5.8.31まで
	岡田　英男	公募市民代表	R5.8.31まで
	北野　仁史	公募市民代表	R5.9.1から
	森本　洋介	公募市民代表	R5.9.1から
その他市長が必要と認める者	金見　裕子	城南人権擁護委員協議会	R5.9.1から
	空閑　浩人	同志社大学社会学部社会福祉学科	会長 R5.8.31まで
	田島　茂	城陽市民生児童委員協議会	R4.11.30まで
	田村　順代	城陽市民生児童委員協議会	R4.12.1から
	濱田　弘子	城陽ボランティア連絡協議会	R5.9.1から
	廣野　俊輔	同志社大学社会学部社会福祉学科	会長 R5.9.1から
	本馬　吉朗	城陽ボランティア連絡協議会	R5.8.31まで
	山下　浩二	社会福祉法人　城陽市社会福祉協議会	

資料４　障がい者計画策定経緯

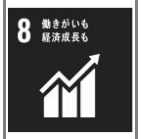
年月日	経緯
令和４年（2022 年）	
10 月 19 日～ 10 月 25 日	令和４年度第３回城陽市地域福祉推進委員会開催（書面開催） ・城陽市障がい者計画策定に関するアンケート調査の実施について
10 月 28 日～ 11 月　４日	令和４年度第２回城陽市障がい者自立支援協議会*開催（書面開催） ・城陽市障がい者計画策定に関するアンケート調査の実施について
12 月　６日～ 12 月 23 日	城陽市障がい者計画策定に関するアンケート調査の実施
令和５年（2023 年）	
３月 27 日	城陽市障がい者計画策定に係る懇談会開催（当事者団体・家族会・ボランティア団体） 城陽市障がい者計画策定に係る懇談会開催（福祉サービス提供事業所）
４月 13 日～ ４月 19 日	令和５年度第１回城陽市地域福祉推進委員会開催（書面開催） ・城陽市障がい者計画策定に関するアンケート調査の結果報告について
５月 10 日	令和５年度第１回城陽市障がい者自立支援協議会*開催 ・城陽市障がい者計画等策定の進め方について ・城陽市障がい者計画策定に関するアンケート調査の結果報告について
７月 11 日	令和５年度第２回城陽市地域福祉推進委員会開催 ・第５期城陽市障がい者計画（骨子案）について
９月　５日	令和５年度第２回城陽市障がい者自立支援協議会*開催 ・第５期城陽市障がい者計画（骨子案）について
10 月 13 日	令和５年度第３回城陽市地域福祉推進委員会開催 ・第５期城陽市障がい者計画（原案）について
11 月 16 日	令和５年度第３回城陽市障がい者自立支援協議会*開催 ・第５期城陽市障がい者計画（原案）について
12 月 11 日～ １月 10 日	第５期城陽市障がい者計画（原案）に対するパブリック・コメント*の実施
令和６年（2024 年）	
１月 24 日～ ２月　２日	令和５年度第４回城陽市地域福祉推進委員会開催 ・第５期城陽市障がい者計画（案）について
２月　２日	令和５年度第４回城陽市障がい者自立支援協議会*開催 ・第５期城陽市障がい者計画（案）について

資料５　ＳＤＧｓ*との関連

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ*）」が中核として掲げられました。ＳＤＧｓ* は、経済・社会・環境の諸課題に対処し、「誰一人取り残さない」社会を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、世界各国が枠を超えて協力して達成をめざします。これは、全世界的な目標であり、地域福祉の目標とも一致しています。

本計画では、施策の分野ごとにＳＤＧｓ*の 17 のゴールを関連付け、施策を通じて持続可能なまちづくりをめざします。

■１７のゴール

	**１　貧困をなくそう** あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		**２　飢餓をゼロに** 飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
	**３　すべての人に健康と福祉を** あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する		**４　質の高い教育をみんなに** すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
	**５　ジェンダー平等を実現しよう** ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る		**６　安全な水とトイレを世界中に** すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
	**７　エネルギーをみんなにそしてクリーンに** すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		**８　働きがいも経済成長も** すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する
	**９　産業と技術革新の基盤をつくろう** レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		**１０　人や国の不平等をなくそう** 国内および国家間の不平等を是正する
	**１１　住み続けられるまちづくりを** 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする		**１２　つくる責任つかう責任** 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
	**１３　気候変動に具体的な対策を** 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる		**１４　海の豊かさを守ろう** 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
	**１５　陸の豊かさも守ろう** 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および回復、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		**１６　平和と公正をすべての人に** 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
	**１７　パートナーシップで目標を達成しよう** 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

出典：持続可能な開発目標（SDGs*）報告 2023（国際連合広報センター）

資料６　用語の説明

用語	説明
【 ア行 】	
育成医療	身体に障がいのある18歳未満の児童が、身体の機能障がいを除去または軽減し日常生活に適応するように改善する医療。
意思疎通支援（事業）	聴覚障がい者等の意思疎通が円滑に行えるよう相談、情報提供、コミュニケーション支援を行うため、手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出及び余暇活動等の社会参加のための支援を行う事業。
インクルーシブ	インクルーシブ（inclusive）は「包摂（ほうせつ）的な」「包括的な」を意味し、インクルージョン（inclusion）と表記されることもある。障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、あらゆる背景を持つ人が社会から排除されず、違いを認め合い、共生していくことをめざす考え方や実践をいう。
インフォーマルサービス	公共機関やサービス提供事業者が行うサービスでなく、家族、親族、知人、近隣、ボランティアなどによる非公式な援助。
【 カ行 】	
ガイドヘルパー	視覚障がい者や全身性障がい者の外出時に移動介助等を行うヘルパー。
基幹相談支援センター	在宅の障がい者に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談及び情報提供等を実施する、相談機能の拠点となるセンター。
居宅介護	入浴、排せつまたは食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行う障がい福祉サービス。
グループホーム	高齢者や障がい者に、入浴・排せつ・食事などの介護などの支援を行う共同生活のための住居。
グループワーク	ソーシャルワークの主要な方法の一つで、グループを活用して個人の成長や問題の解決を促す社会福祉の援助技術。
訓練等給付	日中活動の場における機能訓練、就労支援を行う自立支援給付対象サービス。
ケアマネジメント	介護や援護を必要とする人からの相談に応じ、社会生活上での複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結び付けるよう、 関係機関などと連絡調整を行うこと。

用語	説明
校区社会福祉協議会（校区社協）	城陽市内の小学校区を単位として、地区内の自治会や福祉・教育などの関係団体、ボランティア、住民により自主的に設置されている任意組織。 城陽市社会福祉協議会と協力して地域住民が住みよいまちにするために福祉のことを考えたり、啓発活動や助け合い活動を行っている。
コーディネート	地域資源や人材を調整・活用すること。
更生医療	18歳以上の障がい者の障がいを除去または軽減して職業能力の増進、日常生活を容易にするために行われる医療。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者に対して、行動の際に危険回避のための支援や外出時の移動の支援を行うサービス。
公費負担医療制度	障がい者が医療を受けた場合に、その医療に要する費用を公費負担する制度。
合理的配慮の提供	国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。
【 サ行 】	
作業療法士	各種作業活動を主な治療手段として用い、障がい者の心身の機能回復・維持を目的として行うリハビリテーション・サービスの専門職。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき設置されている、営利を目的としない民間社会福祉団体（社会福祉法人）。 小学校区ごとに校区社会福祉協議会が組織され、地域活動に応じた取組が行われている。地域が抱えているさまざまな福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、皆で考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とし、その活動を通して「だれでもが住みよいまちづくり」をめざしている。
社会福祉士	専門的知識及び技術をもって社会福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障がい者に対して、居宅での入浴、排せつまたは食事の介護のほか、外出時の移動支援を総合的に行うサービス。

用語	説明
住民参加型相互援助サービス事業	市民の参加と協力による会員組織を作り、城陽市社会福祉協議会が実施している事業で、日常の家庭生活を営む上で、困りごとがある人に対し、家事援助などを提供するサービス。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に対し、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービス。
就労継続支援	企業等での雇用が困難な障がい者に対し、就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識や能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービス。Ａ型は雇用契約を伴い、Ｂ型は伴わない。
就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。
手話通訳者	聴覚、音声・言語機能障がい者の社会生活上の情報提供・コミュニケーションを支援し、その他各種相談に応じる手話技術と専門的知識を有する人のこと。
手話の獲得及び習得	生まれつき聞こえない人が第一言語として手話を「獲得」することや、第一言語として音声言語を獲得した人や中途失聴や健聴者で手話を学ぼうとする人らが、第二言語として手話を「習得」することを指す。
障がい児通所支援	障がいのある児童に対し、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行う。児童福祉法に基づき、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を指す。
障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）	国や地方公共団体、障がい者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に対する通報義務を課すなどを定めた法律。
障害者権利条約	障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約。平成 18 年（2006 年）12 月 13 日、第 61 回国連総会において採択され、日本政府は平成 19 年（2007 年）9 月に署名し、平成 26（2014 年）年 1 月に批准した。前文と本文 50 条からなり、教育、雇用、医療を受ける機会も含めた生活のあらゆる場面における障がいを理由とする差別を禁止している。
障がい者差別解消支援地域協議会	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に基づき設置される協議会。複数の機関などによって紛争の防止や解決を図る事案の共有、関係機関などが対応した相談に関する事例の共有、障がい者差別に関する相談体制の整備、障がい者差別の解消に資する取組の周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発などを行う。

用語	説明
障害者総合支援法 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	平成24年（2014年）6月に可決・成立、同月27日に公布され、平成25年（2013年）4月1日に施行された。障害者の定義に難病等を追加し、平成26年（2014年）4月1日から、重度訪問介護の対象者の拡大などが実施された。
城陽市障がい者 自立支援協議会	障害者総合支援法に基づいて、相談支援事業の適正かつ円滑な推進を図るために設置される協議会で、福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に向けた協議、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、障がい福祉計画の作成・具体化に向けた協議等を行う。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	障がい者に対し、一定期間、地域生活を営む上で必要な身体機能や生活能力向上のために、必要な訓練等の支援を行うサービス。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公的負担医療制度。（育成医療、更生医療、精神通院医療がある。）
心身障がい者介護支援事業	在宅の心身障がい児者を介助する親・家族が日頃の心身の疲れを回復し、休養や気分転換を図れるよう援助する事業。身近にあって気軽に利用できること、障がい者にとって普段と変わらない生活の場が確保されることを理念としている。
生活介護	常時介護を必要とする障がい者に対し、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。
精神保健福祉士	精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助を行う専門職。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう家庭裁判所に申し立て、その人を援助してくれる人を付けてもらう制度。
相談支援事業	施設から地域での生活に移行する障がい者や、障がい福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者などに対して、相談支援事業者がサービス利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行うなど計画的な支援を行うサービス。
【 タ行 】	
短期入所	社会的理由又は私的理由により家庭において介助できない場合に、要介助者が福祉施設等に短期間入所できるサービス。

用語	説明
地域活動支援センター	在宅の障がい者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進の支援を行う場所。Ⅰ型は精神保健福祉士などを配置し、医療・福祉、地域との連携のための調整を行い、Ⅱ型は機能訓練、社会適応訓練などのサービスを提供し、Ⅲ型は創作的活動や生産活動を行う。
地域共生社会	制度や分野ごとの「縦割り」の考え方や、福祉は与えるもの、与えられるものといったような、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民や福祉関係者が地域づくりを「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域ケア	事業者・行政・住民が連携して高齢者や障がい者などを地域で支える支援。
地域生活支援拠点	障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、相談（地域移行、親元からの自立等）、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入れや対応、専門の人材の確保や養成、地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）等を備えた拠点。
地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づき、介護給付や訓練等給付などによる福祉サービスとは別に、相談支援事業、移動支援事業など地域での生活を支える事業を地域の実情に応じて、都道府県と市町村が協力して行っていくもの。
地域包括ケアシステム	地域包括ケアとは、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が確保されるという考え方で、その仕組みを地域包括ケアシステムという。
通級指導	障がいのある児童生徒が、各教科等の授業は通常の学級で受けて、障がいの改善・克服に必要な「特別の指導」を通級指導教室で受けるという教育形態。
デイサービス	通所施設等で、入浴及び食事の提供等の日常生活上の援助や機能訓練を行うサービスのこと。
点訳奉仕員	視覚障がい者のために点字の作成などのボランティア活動を行う人。

用語	説明
特別支援教育	これまでの特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行うもの。
【 ナ行 】	
日常生活自立支援事業	高齢者や障がい者などが適切なサービスを選択し、契約する上での判断能力が十分にない場合でも、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理の援助などを行うもの。
日常生活用具	在宅の障がい児者、難病患者等及びねたきりや一人暮らし高齢者の日常生活をより円滑にするために用いられる浴槽、湯沸器、特殊寝台などの器具の総称。
日中一時支援事業	在宅の障がい者等に対し、日中における活動の場を提供するとともに、日常的に介護している家族等の一時的な休息のための支援を行う事業。
ニュースポーツ	ルールが簡単で、どこでも誰とでも気軽に取り組めるスポーツの総称。
【 ハ行 】	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性症候群、その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人。
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施する際の基礎とする名簿。
パブリック・コメント	政策形成過程で、広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して、政策決定を行うもの。
バリアフリー	社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除くための施策、または具体的に障がいを取り除いた状態をいう。一般的には障がい者が利用する上での障壁が取り除かれた状態として広く使われている。
ピアカウンセリング	障がい者や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

用語	説明
福祉医療費	障がい者などの医療費の負担を軽減するため、健康保険等が適用される医療費の自己負担額を受給者に給付する制度。
福祉センター	市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るため、市民や各種の団体などが行う集会や会議などのための場を総合的に提供する施設。
福祉的就労	保護的な環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育て、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を提供する就労形態。
福祉避難所	要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所。高齢者や障がい者などの災害時の要配慮者は、一般の避難所の生活では、疲労やストレス、持病の悪化などを原因とする関連死に至る事例が報告されている。
訪問入浴サービス	浴槽を積んだ入浴車と専門職員が訪問し、入浴の介護を行うサービス。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障がいのある子どもに対して、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行うサービスのこと。
補装具	身体障がい児者の身体の一部の欠損または機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる器具の総称。
【 マ行 】	
マンパワー	人材の労働力、特に熟練した人材の能力の価値を資源の１つとみなして指す言葉。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれ地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり、「児童委員」を兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援などを行う。
モニタリング	ケアマネジメントの一過程。ケアプランに基づいてサービスが計画どおり提供されているかを確認する。確認の内容は、新たなニーズが生じてないか、利用者が満足してサービスを受けているか等の観点から実施する。
【 ヤ行 】	
ユニバーサルデザイン	すべての人に利用可能なよう、製品や建物、サービスなどを設計・デザインすること。年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性や違いを超えて、はじめから誰もが利用しやすいデザインを取り入れておこうとする考え方。
要配慮者	災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人。

用語	説明
要約筆記者	話の内容を要約して文字にし、中途失聴者、難聴者等、聴覚に障がいのある方のコミュニケーション支援を行う人。
【 ラ行 】	
ライフスタイル	その人間の考え方や価値観を反映した生き方。
ライフステージ	生活段階または人生段階。人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期などと分けた、各々の段階。
理学療法士	疾病や外傷、障がいのために不自由になった患者の基本的身体運動機能を回復・軽減させるようにする専門職。
リハビリテーション	障がい者の人間的復権を理念として、医学、教育、社会福祉、職業などの専門職が総合的な援助を行い、身体的、精神的、社会的な自立を援助すること。
療育	医療、訓練、教育、福祉などによって障がいを克服し、児童が持つ発達能力を開発し、自立に向かって育成すること。
療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービス。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活の援助など。
朗読奉仕員	視覚障がい者のために図書などを朗読し、音声化するボランティアなどの人材。
【 A～Z 】	
ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障がい）	Attention Deficit Hyperactivity Disorderの略で、発達障がいの一種。注意散漫、衝動性、多動性を示す行動障がいのこと。
ＩＣＴ（情報通信技術）	Information and Communication Technologyの略で、ＩＴ（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をＩＴ、コンピューター技術の活用に着目する場合をＩＣＴと、区別して用いる場合もある。
ＬＤ（学習障がい）	Learning Disabilityの略で、発達障がいの一種。知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなどの能力のうち特定のものの習得や使用がきわめて困難な障がいのこと。

用語	説明
ＳＤＧｓ （エスディージーズ）	Sustainable Development Goalsの略で、地球規模の課題に対応するため、2015年の「国連持続可能な開発サミット」で193のすべての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に盛り込まれた、2030年までの国際目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、社会・経済・環境上のさまざまな課題への対応と解決に向け、世界各国の市民・企業・行政が協働しての取組が進んでいる。

第５期城陽市障がい者計画

令和６年（2024年）３月

発行　城陽市　福祉保健部

〒６１０－０１９５

京都府城陽市寺田東ノ口１６番地、１７番地

電　　話　０７７４－５６－４０３３（直通）

ＦＡＸ　０７７４－５６－３９９９（代表）

Ｅメール　fukushi@city.joyo.lg.jp